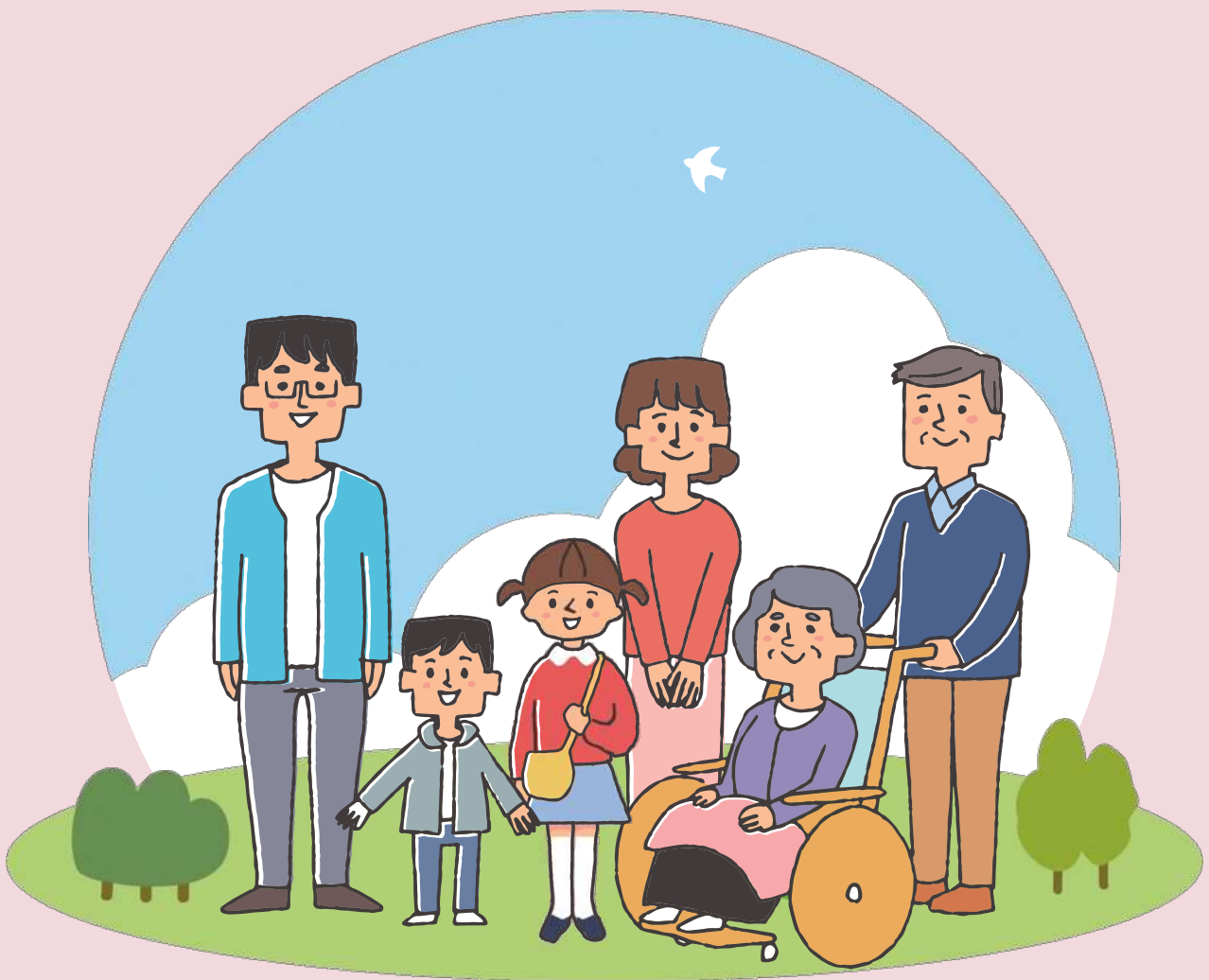


第4期

天草市地域福祉計画 天草市地域福祉活動計画

令和5(2023)年度～令和7(2025)年度



令和5年3月

天草市・社会福祉法人天草市社会福祉協議会

ごあいさつ

人口減少や少子高齢化の進行は、日本全国の地方自治体が抱える共通課題であり、本市においても、7年後の令和12年（2030年）には、高齢化率が46.8%まで上昇し、生産年齢人口（15～64歳）の割合である43.5%を上回り、今後、さらに1人暮らしの高齢者や介護を必要とする人を抱える家庭が今後も増加することが見込まれています。

この問題は、簡単に解決できるものではありませんが、天草を「子どもたちが残る、帰ってくるができるふるさと」にするためには、市民の皆様が「ふるさと天草」に自信と誇りを持ち、誰もがいつまでも生きがいをもって、幸せに暮らせるまちにすることが大事であると考えています。

天草市・社会福祉法人天草市社会福祉協議会では、この度、本市における地域福祉の推進を図るため、令和5年度から令和7年度までを計画期間とした第4期天草市地域福祉計画・天草市地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

本計画では、「やさしさと安心のまち」を理念とし、「ともに支え合うまちづくり」、「誰もが活躍するまちづくり」、「困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり」の3つの基本方針に基づいた各施策の推進に取り組んでまいります。

本計画を実現するためには、市民と行政がともに知恵を出し合い、多様な価値観を認め合いながら、ともに手を取り合い、ともにチカラをつなぎ合わせていく「つながるチカラでまちづくり」を進めて行くことが重要となります。

市民の皆様、関係者の皆様におかれましては、何事にも他人事ではなく、“自分のこと・みんなのこと”としての気持ちを持ち、地域福祉に関する活動への一層のご理解と積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご協力を賜りました地域福祉計画等策定審議会委員の皆様をはじめ、関係者・関係団体の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。



令和5年3月

天草市長
社会福祉法人天草市社会福祉協議会会長

馬場 昭治

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制	7
第2章	天草市を取り巻く現状と課題	8
1	統計からみる現状	8
2	市民の意識など（各種アンケート結果）	11
3	「住民に身近な圏域」の考え方	15
4	前期計画の進捗評価	16
5	地域福祉をめぐる社会動向（国等の動向）	18
第3章	計画の目指す方向性	21
1	計画の理念（目指すこと）	21
2	天草市のありたい姿（2030年）	21
3	計画の柱（基本方針）	22
第4章	「天草市地域福祉計画」の施策展開	23
	計画の柱1 ともに支え合うまちづくり	24
	計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり	37
	計画の柱3 困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり	51
	付随計画 天草市成年後見制度利用促進基本計画	55
第5章	「天草市地域福祉活動計画」の施策展開	61
	計画の柱1 ともに支え合うまちづくり	62
	計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり	73
	計画の柱3 困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり	84
第6章	計画の推進に当たって	90
1	計画の推進	90
2	計画の周知	90
3	計画の進捗管理	90

資料編	91
1 前期計画の取組ごとの進捗評価	91
2 策定経過.....	102
3 天草市地域福祉計画等策定審議会委員等名簿.....	103
4 策定ガイドラインの対応状況	105
5 相談支援機関の連絡先一覧	107

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、社会福祉法人天草市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。第5章を除く。）とともに、「天草市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）」として、平成19年度に第1期計画（平成20～24年度）、平成24年度に第2期計画（平成25～29年度）、平成29年度に第3期計画（平成30～令和4年度）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、要介護者等の支援を必要とする人や社会的に孤立するおそれのある人等の割合は増える一方、これまで地域で活動してきた地域福祉の担い手が減少し、地域における支え合いの機能が低下してきています。

また、これまで福祉サービス等の共助や公助の支援の基盤づくりが進められてきましたが、高齢の親とひきこもりの中高年の子が同居し、収入や介護等に関する問題が発生する8050問題や子育てと親の介護が同時期に発生するダブルケアの問題など、複数分野にわたる課題を抱えている事例や、既存の制度では対応しきれない狭間の課題が発生するなど、地域福祉に対するニーズが複雑化・複合化しています。

このような中、国においては、「地域共生社会」の実現に向けて、平成29年、令和2年に社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が盛り込まれるなど、様々な取組みが進められています。

本市においても、第3期計画の計画期間が令和4年度をもって終了することに伴い、これまでの取組みの成果や残された課題のほか、社会情勢の変化や法制度の改正などを踏まえ、今後の地域福祉の推進に向けた基本的な方向性や施策を示すため、第4期計画を策定します。

「地域福祉」とは

地域住民やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間事業者、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めることです。

（出典：第4期熊本県地域福祉支援計画（令和4年3月、熊本県）を一部修正）

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

※参考／地域共生社会のイメージ



(出典：地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）)

自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉の推進に当たっては、一人ひとりが自らの力で生活し、健康を維持する「自助」を基本とし、「自助」のみでは解決できない生活課題に対し、「互助・共助」、「公助」を相互に組み合わせて、住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう支援していく取組みが必要です。

自助	互助	共助	公助
自分のことは自分ですることや市場サービスの購入	地域住民の相互の協力によるボランティア活動や地域活動	介護保険などの被保険者の負担で運営される社会保険制度など	行政が行う生活保護制度などの公的なサービス

「重層的支援体制整備事業」とは

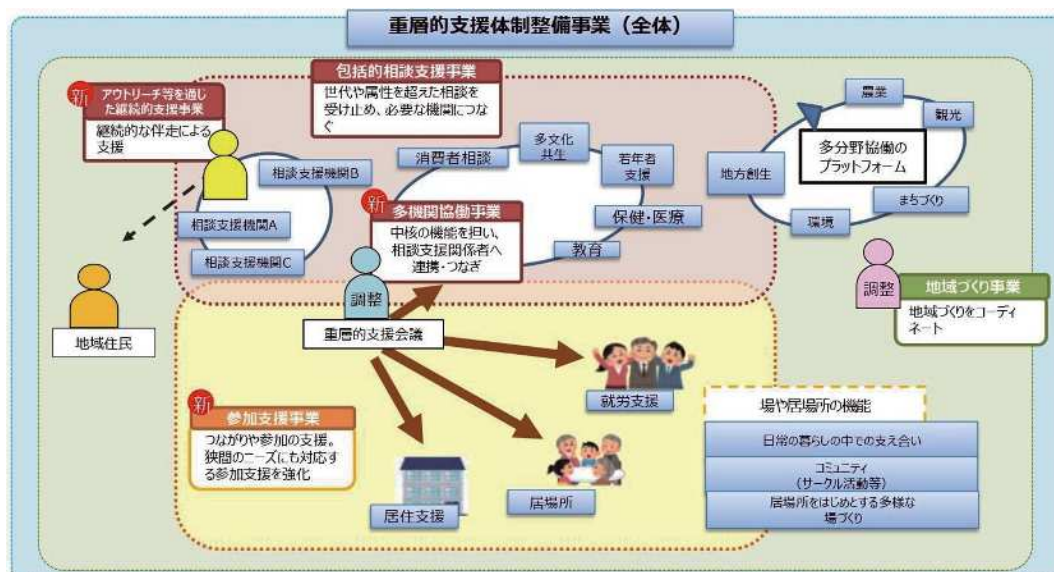
重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

また、重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定されています。3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降が規定されています。それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が表れると考えられています。

包括的相談支援事業 (第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

(出典：地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)を一部修正)

※参考／重層的支援体制整備事業(全体)



(出典：令和3年度重層的支援体制整備事業の人材養成研修)

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とともに地域福祉の推進を目指すものであることから、相互の協力と連携を図るため、一体的に策定します。

※参考／社会福祉法（令和4年4月1日施行）（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※参考／地域福祉活動計画策定指針（平成15年11月全国社会福祉協議会）（抜粋）

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとしします。

※参考／成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成30年4月1日施行）（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

「成年後見制度」とは

知的障がい、精神障がい、認知症などによって、1人で決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする制度です。

知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で、1人で決めることが心配な人々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を1で行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

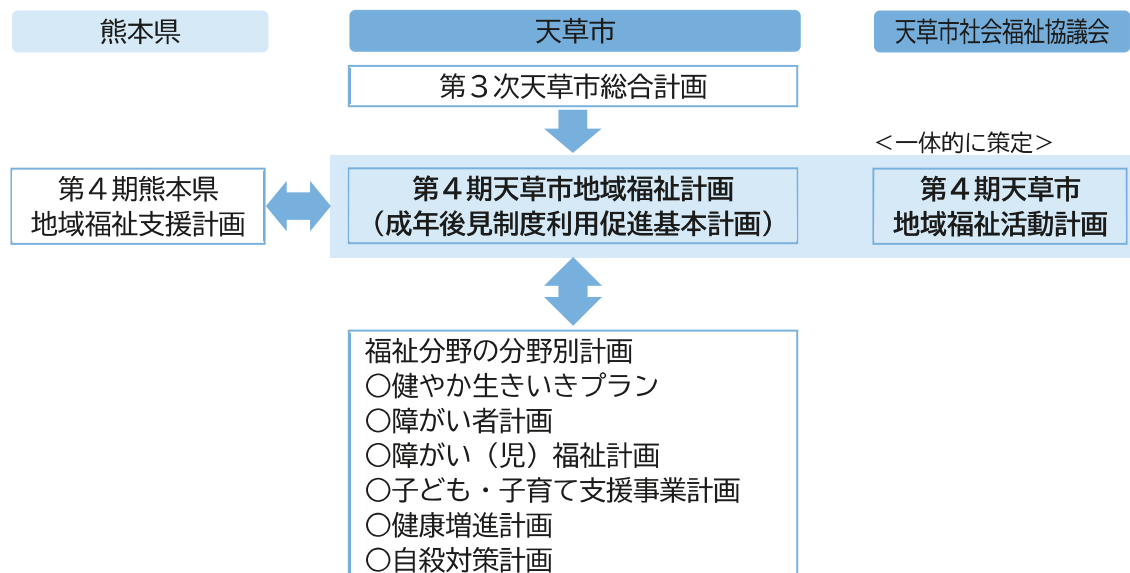
このような1人で決めることに不安のある人々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

（出典：成年後見はやわかり（厚生労働省）を一部修正）

（3） 天草市総合計画及びその他の計画との関係

本市では、「天草市総合計画（以下「総合計画」という。）」を本市の各種計画の最上位計画と位置づけ、第3次総合計画を策定しています。

このため、本計画は、本市の福祉分野における上位計画として、総合計画及び「健やか生きいきプラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」や「障がい者計画」などの各分野別計画との整合性を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、総合計画の前期基本計画期間と同様に、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

なお、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（令和3年3月31日）」においては、「他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。」と示されています。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総合計画	第2次	第3次（基本構想） （前期基本計画）		（後期基本計画）				
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 <small>（成年後見制度利用促進基本計画含む）</small>	第3期	第4期		第5期				
健やか生きいき プラン	第8期		第9期			第10期		
障がい者計画	第3期	第4期						
障がい（児）福祉計画	第6期（第2期）		第7期（第3期）			第8期（第4期）		
子ども・子育て支援 事業計画	第2期			第3期				
健康増進計画	第3期		第4期			第5期		
自殺対策計画	第1期		第2期			第3期		

※参考／熊本県地域福祉支援計画

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
熊本県地域福祉支援 計画			第4期			第5期		

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市政アンケートのほか、各分野別計画の策定において実施した調査などの結果を活用して策定します。

(1) 天草市地域福祉計画等策定審議会の開催

市町村地域福祉計画の策定または変更にあたっては、社会福祉法第107条第2項において、「あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。」とされています。

また、天草市地域福祉計画策定審議会条例第2条第1号により、「審議会は市長の諮問に応じて、本計画の策定について審議し、市長に対し答申する」とされています。

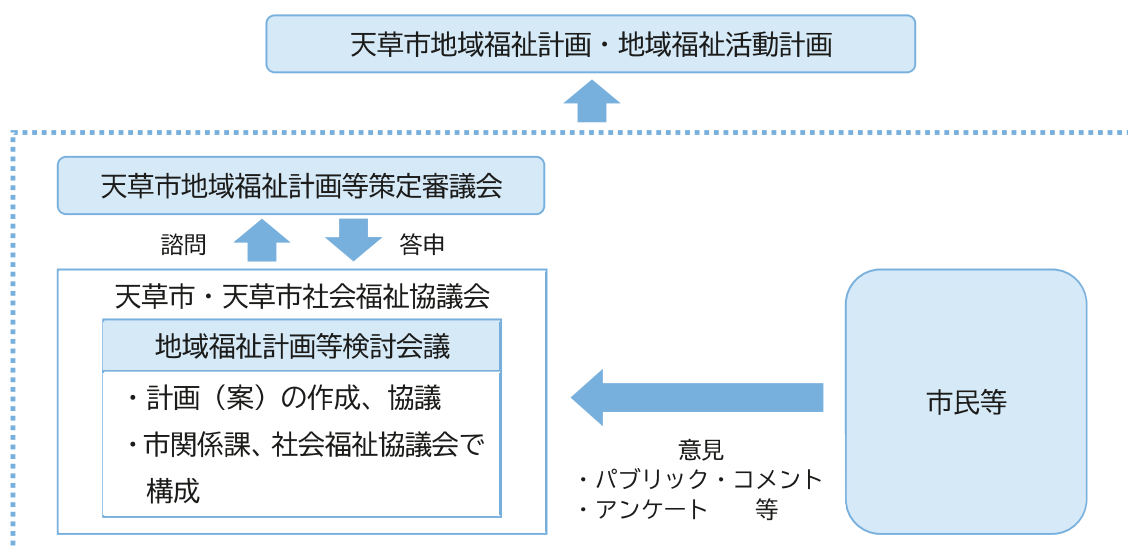
このため、本市では、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び住民の代表からなる「天草市地域福祉計画等策定審議会」において、本計画について審議し、関係者の意見を得て、地域の実情等を踏まえた計画となるよう努めます。

(2) 行政内部における体制

本計画は、保健・医療・福祉のみならず、防災やまちづくりなどの生活関連分野との関係が深いため、庁内の関係部局及び社会福祉協議会からなる「地域福祉計画等検討会議」において、調整を行いながら策定します。

(3) パブリック・コメントの実施

天草市地域福祉計画等策定審議会において、審議・検討を経た「本計画（案）」を公表し、市民等の意見を広く募集します。



第2章 天草市を取り巻く現状と課題

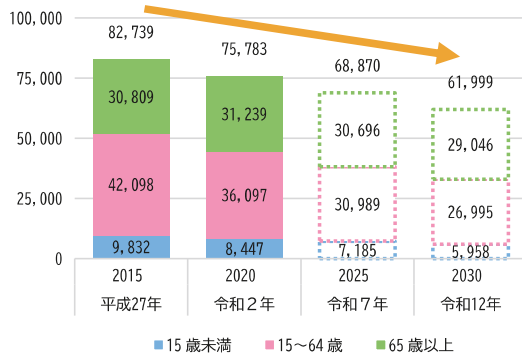
1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

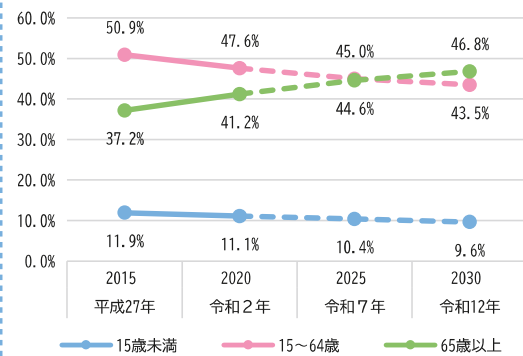
本市の人口は、令和2年の75,783人から令和12年には61,999人まで減少する見込みです。

少子高齢化が進行し、令和12年には65歳以上の割合が15～64歳の割合の43.5%を上回り、46.8%となる見込みです。

■年齢3区分別人口の推移と推計



■年齢3区分別人口割合の推移と推計



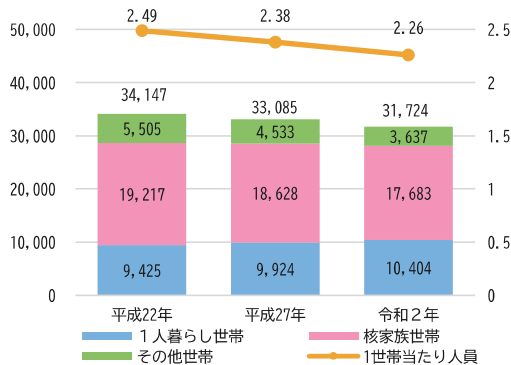
(出典：国勢調査(令和7年以降は平成27年から令和2年までの推移を基にコーホート変化率法を用いて独自に推計))

(2) 世帯の状況

施設入所者等を除いた一般世帯数と1世帯当たりの人員は、減少しており、核家族化が進行しています。

1人暮らし高齢者や夫婦とも高齢者の世帯数は増加しています。

■一般世帯数と1世帯当たり人員の推移



■1人暮らし高齢者の世帯数

(平成27年) 5,663世帯 → (令和2年) 6,041世帯

■夫婦とも高齢者の世帯数

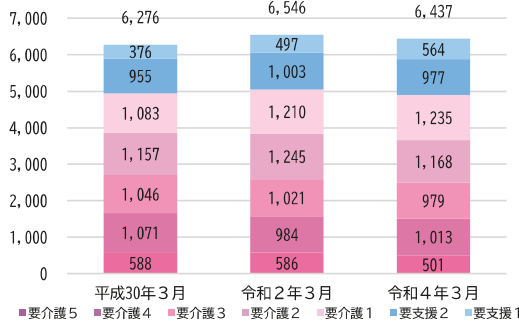
(平成27年) 4,579世帯 → (令和2年) 4,967世帯

(出典：国勢調査)

(3) 高齢者福祉の状況

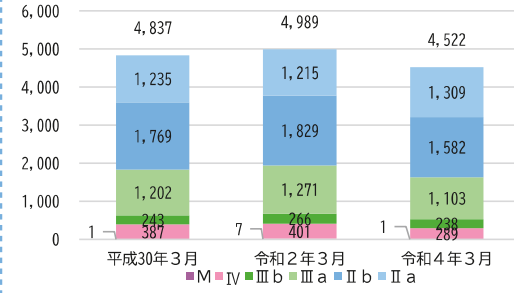
要支援・要介護認定者数は、高止まりしていますが、要介護5の人は減少傾向です。

■要支援・要介護認定者数の推移



要支援・要介護認定者のうち、認知症により日常生活に支障がある人は、令和2年3月までは増加していましたが、令和4年3月には減少しています。

■認知症により日常生活に支障がある人の推移
(認定者のうちⅡa以上の人数)

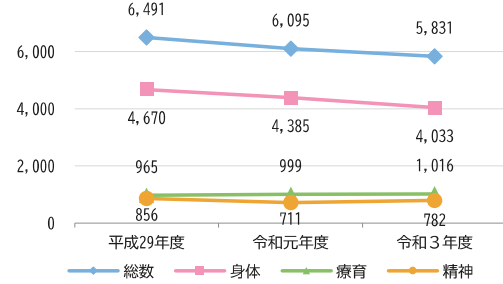


(出典：高齢者支援課)

(4) 障がい者福祉の状況

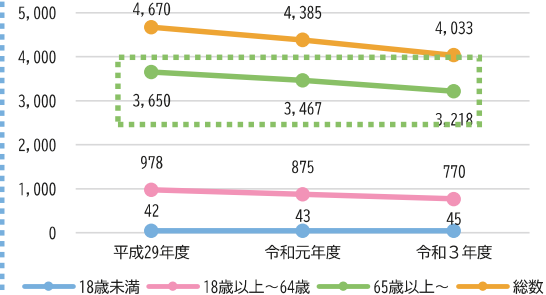
人口減少に伴い、身体障がい者手帳の所持者と障がい者手帳所持者の総数は減少しています。

■障がい者手帳の所持者数の推移



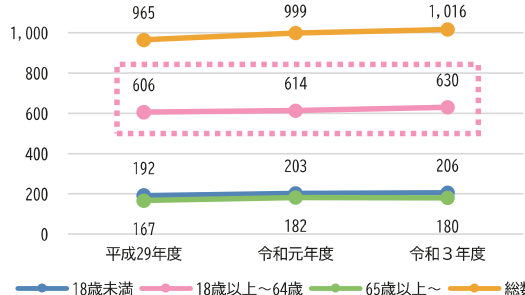
身体障がい者手帳の所持者は、約8割が65歳以上の高齢者です。

■身体障がい者手帳所持者の年代別割合



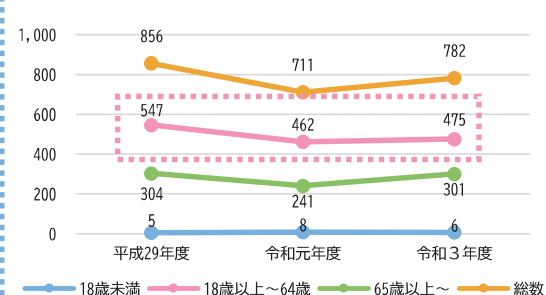
療育手帳の所持者は、約6割が18～64歳です。

■療育手帳所持者の年代別割合



精神障がい者手帳の所持者は、約6割が18～64歳です。

■精神障がい者手帳所持者の年代別割合

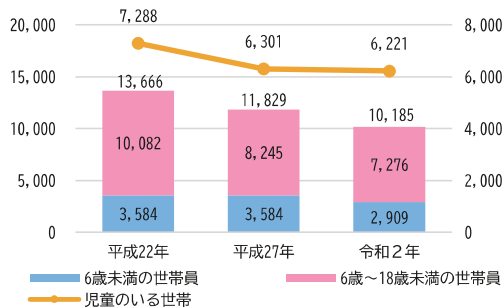


(出典：福祉課)

(5) 児童福祉の状況

令和2年における18歳未満の児童数は10,185人、児童のいる世帯数は6,221世帯であり、年々減少していますが、合計特殊出生率は増加しています。

■ 児童数・児童のいる世帯数の推移



(出典：国勢調査)

■ 合計特殊出生率の推移

(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)

(平成20～24年) 1.87人 → (平成25～29年) 1.91人

(出典：人口動態保健所・市区町村別統計)

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、母子・父子世帯数、児童扶養手当受給者数は減少しています

■ 母子・父子世帯数 (他の世帯員がいる世帯を含む)

(平成27年) 885世帯 → (令和2年) 723世帯

(出典：国勢調査)

■ 児童扶養手当受給者数

(平成29年度末) 702人 → (令和3年度末) 637人

(出典：子育て支援課)

■ 児童相談の延べ支援件数

(平成29年度) 5,675件 → (令和3年度) 7,264件

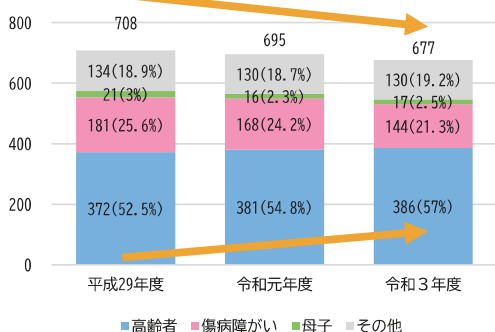
(出典：子育て支援課)

少子高齢化が進行する一方で、支援を必要とする児童は増加しています。

(6) 生活保護と生活困窮者の自立支援の状況

生活保護の被保護世帯数や相談件数は減少していますが、被保護世帯に占める高齢者世帯の割合は5割以上で増加しています。

■ 世帯類型別被保護世帯数 (年度平均) の推移



■ 生活保護の相談件数

(平成29年度) 180件 → (令和3年度) 172件

(出典：福祉課)

生活保護に至る前の生活困窮者からの相談件数は増加していますが、自立支援等の取組みにより、生活再建が図られた件数も増加しています。

■ あまくさ生活相談支援センターの新規受付件数

(平成29年度) 241件 → (令和3年度) 277件

■ 生活再建が図られた件数

(平成29年度) 45件 → (令和3年度) 56件

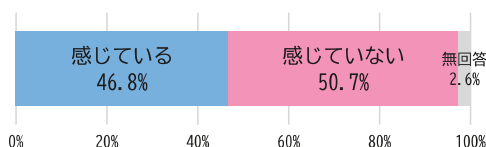
2 市民の意識など（各種アンケート結果）

(1) 地域における支え合い

困ったときに相談できる人や場所があると感じる市民の割合は、46.8%となっています。

60歳代や1人暮らしの市民では、相談できる人や場所があると感じていない割合が高くなっています。

■困ったときに相談できる人や場所があると感じる市民の割合



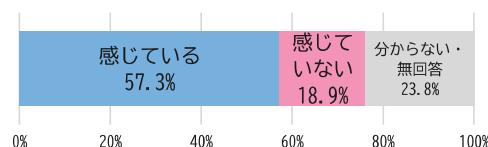
■感じていない割合の高い市民の属性

(60歳代) 61.0%
(1人暮らし) 62.5%

災害時に市民同士が助け合うことができると感じる市民の割合は、57.3%となっています。

年代ごとでは、最も割合の低い20歳代は37.7%、最も割合の高い60歳代は62.2%となっています。

■災害時に市民同士が助け合うことができると感じる市民の割合



■年代ごとの感じている市民の割合

(20歳代) 37.7%
(60歳代) 62.2%

(出典：令和3年度市政アンケート)

(2) 市民活動・ボランティア活動

福祉に関するボランティア活動に参加意向のある市民の割合は、減少しています。

年代ごとでは、最も割合の高い10歳代は66.0%、最も割合の低い30歳代は40.9%となっています。

■福祉に関するボランティア活動に参加意向のある市民の割合

(平成29年度) 50.0% → (令和3年度) 43.5%

■年代ごとの参加意向のある市民の割合

(10歳代) 66.0%
(30歳代) 40.9%

地域福祉に関する支援活動に参加したことがある市民の割合は、増加しています。

年代ごとでは、参加意向と同様に最も割合の高い10歳代は33.9%、次に高い70歳代は29.5%となっています。

■地域福祉に関する支援活動に参加したことがある市民の割合

(平成29年度) 16.3% → (令和3年度) 23.2%

■年代ごとの参加したことがある市民の割合

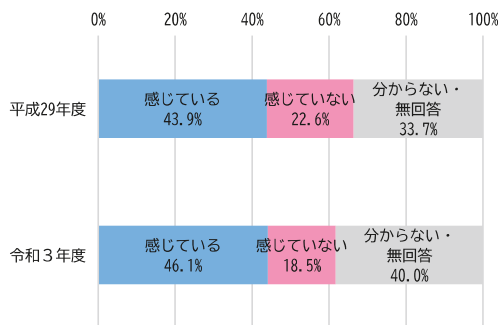
(10歳代) 33.9%
(70歳代) 29.5%

(出典：平成29年度・令和3年度市政アンケート)

(3) 高齢者の生活の状況

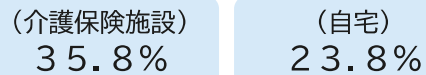
高齢者への福祉サービスが充実していると感じる市民の割合は増加しています。

■高齢者への福祉サービスが充実していると感じる市民の割合



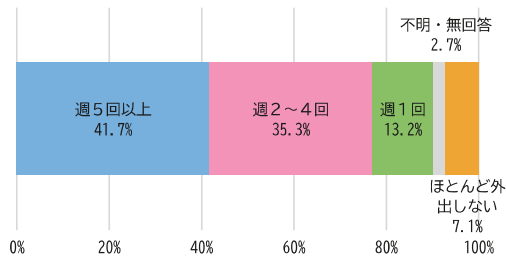
介護が必要になったとき過ごしたい場所として、特別養護老人ホーム等の介護保険施設を希望する人の割合は35.8%と最も高く、次いで自宅を希望する人の割合は23.8%となっています。

■介護が必要になったとき過ごしたい場所

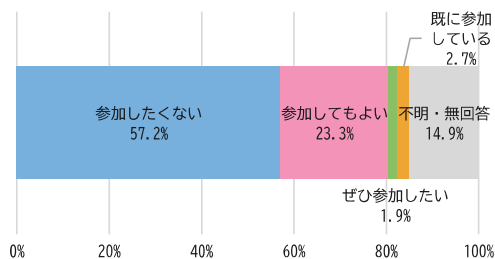


外出の頻度として、ほとんど外出しないと回答した人の割合は7.1%でした。そのうち、地域活動等へ参加したくないと回答した人の割合は57.2%となっています。

■外出の頻度

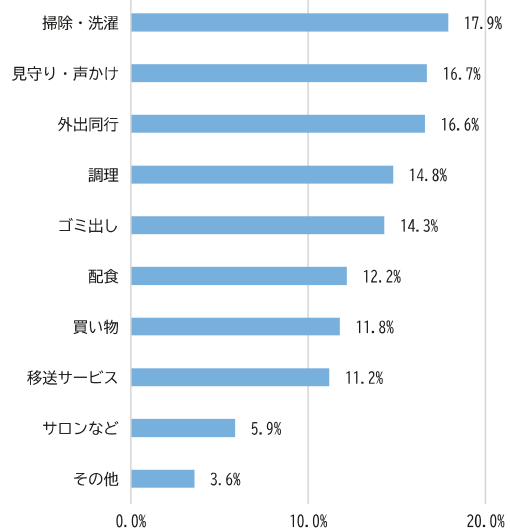


■「ほとんど外出しない」人の地域活動等への参加意欲



在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、掃除・洗濯の割合が17.9%と最も高く、次いで見守り・声かけは16.7%、外出同行は16.6%となっています。

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



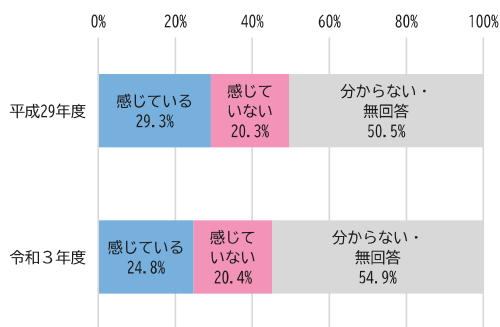
(出典：平成29年度・令和3年度市政アンケート、

令和2年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査)

(4) 障がい者の生活の状況

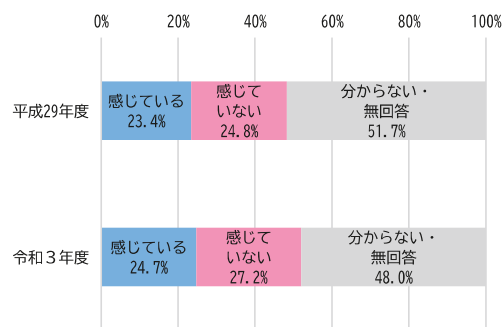
障がい福祉サービスが充実していると感じる市民の割合は減少し、分からない・無回答の割合は増加しています。

■障がい福祉サービスが充実していると感じる市民の割合



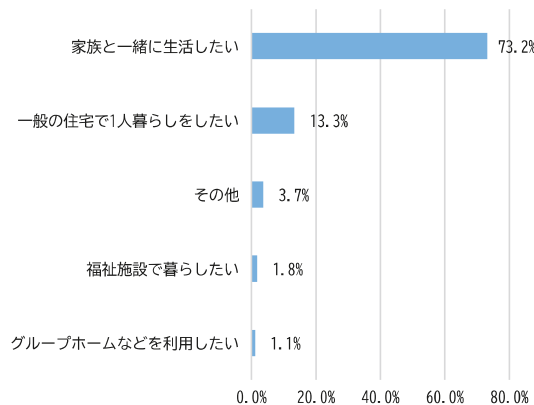
障がい者が地域で生き生きと生活していると感じる市民と感じていない市民の割合は、ともに増加しています。

■障がい者が地域で生き生きと生活していると感じる市民の割合



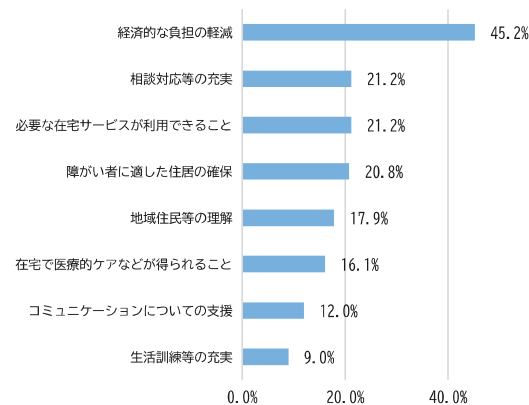
障がい者手帳の所持者が希望する今後3年以内の暮らし方として、「家族と一緒に生活したい」の割合が最も高く、次いで「一般の住宅で1人暮らしをした」の割合が高くなっています。

■今後3年以内の暮らし方の希望



障がい者手帳の所持者が希望する暮らしのために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、次いで「相談対応の充実」や「必要な在宅サービスが利用できること」の割合が高くなっています。

■希望する暮らしのために必要な支援



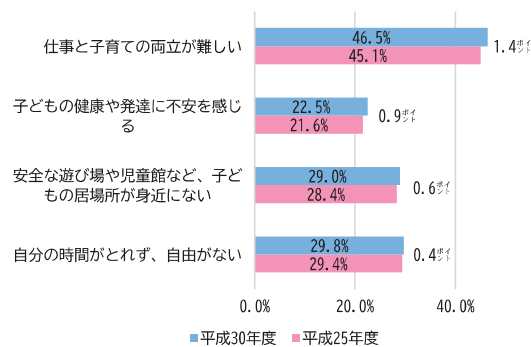
(出典：令和2年度障がい者手帳所持者への福祉に関するアンケート調査、平成29年度・令和3年度市政アンケート)

(5) 子育て環境の状況

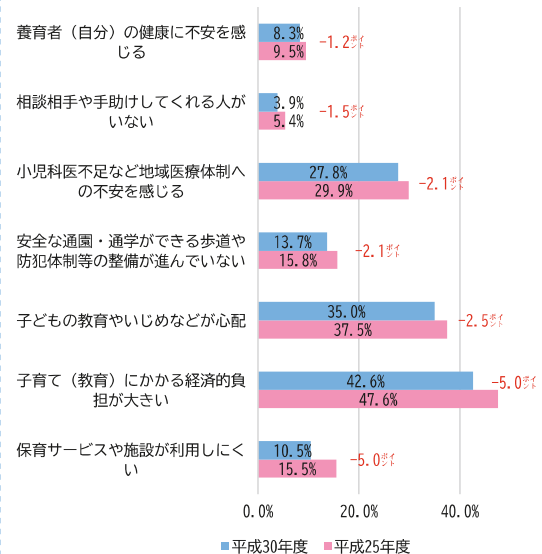
未就学児童を持つ保護者の子育てに関する不安や悩みは、「仕事と子育ての両立が難しい」や「子どもの健康や発達に不安を感じる」等の項目で、平成25年度調査と比較して平成30年度調査では割合の増加が見られます。

一方で、「保育サービスや施設が利用しにくい」や「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」等の項目で、平成25年度調査と比較して割合の減少が見られます。

■前回調査と比較して増加した項目

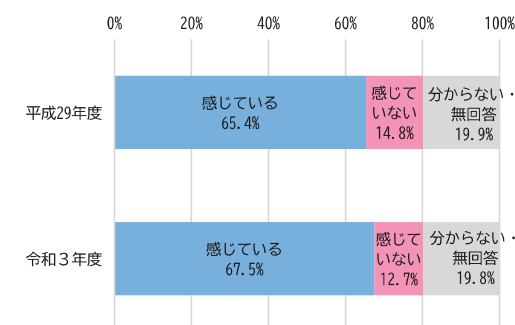


■前回調査と比較して減少した項目



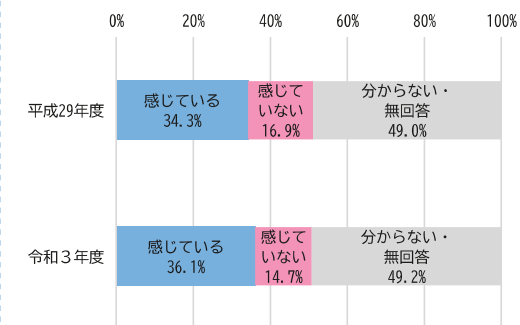
子育てしやすい地域であると感じる市民の割合は増加しています。

■天草は子育てしやすい地域であると感じる市民の割合



子育て支援サービス等が充実していると感じる市民の割合は増加しています。

■子育て支援サービス等が充実していると感じる市民の割合



(出典：平成25年度・平成30年度子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査、令和29年度・令和3年度市政アンケート)

3 「住民に身近な圏域」の考え方

本計画においては、「行政区（自治会等）」や、旧小学校区などに設置された地区振興会単位の「地区」において、地域支え合い活動の推進等を図ります。

また、地域生活課題やニーズについては、地域支え合い活動と連携しながら、中学校区や旧市町単位等のより広い範囲の「住民に身近な圏域」や「市全域」を単位として、専門的な相談・支援体制の構築等に取り組みます。

行政区（自治会等）

- 身近な相談、日常的な見守り・声かけの活動 等

地区（地区振興会等）

- 地域福祉に関する意見交換 等

住民に身近な圏域（市・社会福祉協議会支所、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、地域障がい相談支援センター、生活相談支援センター等）

- 中学校区や旧市町単位等を範囲とした専門的な相談・支援等

市全域（市・社会福祉協議会、社会福祉事業所等）

- 市全域を対象とした総合的な相談・支援等
- 社会福祉事業所（社会福祉法人、NPO法人）によるサービス提供と地域における公益的な取組や市民活動の実施

4 前期計画の進捗評価

計画の柱1 共に支え合うまちづくり（「我が事」の地域づくり）

主な取組内容

- 地域における見守り支援活動の推進
- 認知症対策の推進
- 地域コミュニティ活動の推進
- 地域防災力の向上
- 高齢者などに配慮した避難支援体制の構築
- ボランティア活動の推進
- 地域貢献活動の推進

成果

- 地域福祉ネットワークサポーターや認知症サポーター等の地域における見守り支援活動を担う人材の養成を行いました。
- 災害時に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）を支援する体制の構築のため、行政区長、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの地域の関係者が一堂に会し、避難行動要支援者名簿の確認に取り組む地区が増加しました。

課題

- 令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（以下「コロナ禍」という。）により、延期や中止、規模縮小での実施となったことで、目標・指標を達成できない取組みがありました。
- 認知症の人の高齢者人口に占める割合が高止まりする中で、引き続き、認知症への理解を深める必要があります。

計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり

主な取組内容

- 高齢者の社会参加の促進
- 介護予防の推進
- 健康づくりの推進
- 障がい者の社会参加の促進
- 障がい者の雇用・就労の促進
- 子育て支援サービスの充実
- 妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制の整備

成果

- 高齢者の健康づくりや介護予防活動を目的とした、住民主体の「通いの場（週1回以上）」等が各地で開催されるようになりました。
- 「くまもとスマートライフプロジェクト」の普及・啓発や、健康ポイント事業への参加促進により、生活習慣の改善や健康寿命の延伸を図りました。

課題

- 令和2年度、令和3年度は、コロナ禍により、通いの場等の参加者の減少や、障がい者の一般就労に向けた体験ができない場合などがありました。
- 高齢者の高年齢化や生活スタイルの変化等により、老人クラブの会員やファミリーサポートセンター事業の協力会員が減少しています。

計画の柱3 「丸ごと」支援する体制づくり

主な取組内容

- 生活困窮者に関する相談支援体制の充実
- 包括的な相談支援体制の構築

成果

- 生活困窮者自立支援事業を通じて、各相談支援機関、公共職業安定所などと連携を図り、生活困窮者の生活再建を図ることができました。
- 相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、誰もが住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、地域社会全体で支え合う体制の構築に取り組むため、令和4年度から国の補助制度（重層的支援体制整備事業への移行準備事業）を活用し、体制整備を進めています。

課題

- 生活困窮者をはじめ、地域住民の抱える生活課題が複雑化・複合化しており、支援体制の強化が必要です。

5 地域福祉をめぐる社会動向（国等の動向）

（1） 関係法の改正等

平成30年度以降、下表のような関係法の改正等が行われているため、これらの内容を踏まえ、第4期計画を策定します。

年	月	内容
平成30年	4月	<p>「改正社会福祉法」の施行（厚生労働省）</p> <p>…これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定が努力義務化され、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。</p> <p>また、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。</p>
令和元年	6月	<p>「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立（内閣府）</p> <p>…成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている制度について、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へ適正化されました。</p>
	12月	<p>「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」の公表（厚生労働省）</p> <p>…複合的な課題を有する本人・世帯への市町村による包括的な支援体制について、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つを一体的に行う旨の方向性が示されました。</p>
令和3年	3月	<p>新たな「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」の公表（厚生労働省）</p>
	4月	<p>「改正社会福祉法」の施行（厚生労働省）</p> <p>…市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として5項目（資料編にて紹介）が示されました。</p> <p>また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。</p>
令和4年	3月	<p>「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の公表（厚生労働省）</p> <p>…市町村計画に盛り込むべき目的と目標・方針が示されました。</p>
		<p>第4期熊本県地域福祉支援計画の公表（熊本県）</p>

(2) デジタル化の推進

総務省では、コロナ禍による行政手続きのデジタル化の必要性や、行政機関相互のデータ連携の重要性の高まりから、自治体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するため、令和2年12月に「自治体DX推進計画」を策定しています。

また、デジタル化の阻害要因の一つである省庁間の縦割り行政を解消するため、令和3年9月にデジタル庁が創設されました。

このような中、本市では、令和4年3月に「天草市デジタルトランスフォーメーション推進方針」を策定し、行政手続きをはじめとした市役所内部のDX化、地域社会全体のDX化の取組みに対しての支援を進めています。

「デジタルトランスフォーメーション（DX）」とは

デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語です。モノやサービスがデジタル化により便利になり、効率化された結果、デジタル技術が浸透するまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味します。

（出典：天草市デジタルトランスフォーメーション推進方針（令和4年3月））

「天草市デジタルトランスフォーメーション推進方針」の概要

目指すビジョン

- 効率的で市民にやさしい行政サービスの実現
- 天草の豊富な資源（宝）を活かした産業支援の強化
- 教育や生活の質を向上させるための情報インフラの提供



9つの施策

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 行政手続きのオンライン化 | ⑥ オープンデータ |
| ② キャッシュレス決済の導入 | ⑦ セキュリティ及び個人情報の適切な管理 |
| ③ デジタル技術を活用した業務改善 | ⑧ 業務継続性の確保 |
| ④ デジタルディバイド対策 | ⑨ デジタルインフラの整備 |
| ⑤ 地域の事業者DXの支援 | |

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goalsの略）」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

本計画のありたい姿は、SDGsの考え方と同じ方向性であることから、SDGsの17のゴールとの関連を示すため、関連するゴールマークを掲載することとします。

※参考／SDGsの17のゴール（網掛けは本計画と関連するゴール）

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安定保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法のアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

第3章 計画の目指す方向性

1 計画の理念（目指すこと）

やさしさと安心のまち

天草の未来を担う子どもたちを育み、私たち一人ひとりがいつまでも元気に暮らし、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持ち、地域ぐるみで助け合い、支え合い、安心して住み続けられるまちを目指します。

2 天草市のありたい姿（2030年）

市民が生き生きとやさしさにあふれた地域で暮らしています

子どもから高齢者、障がいのある人など、すべての人が健康で生きがいを持ち、日々生き生き過ごすことができます。

また、自分でできることは自分で行い、周りの人とともにできることはお互いに助け合い、支え合いながらやさしさの中で暮らせるまちとなっています。



【ゴール】

【現在】

第4期計画
令和5年度～
(2023年度)

第5期計画
令和8年度～
(2026年度)

第6期計画
令和12年度～
(2030年度)

※バックカスティング…ありたい姿を描き、そのありたい姿を実現するためには、どのような施策が必要か、未来から逆算して考えていく手法。

3 計画の柱（基本方針）

計画の理念や 2030 年のありたい姿を実現するための施策の基本方針として、次の3つを計画の柱とします。

計画の柱1 とともに支え合うまちづくり



- 住民同士がお互いに見守り、助け合い、支え合いながら、安心して生活できる住民主体のまちづくりを推進します。
- 地域福祉に関する活動への多様な主体の参加を促進します。

計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり



- 年齢、性別及び障がいの有無にかかわらず、誰もが生きがいを持って生活できるまちづくりを推進します。

計画の柱3 困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり



- 住民が抱える複雑化・複合化した生活課題に関する相談を受け止め、保健・医療・福祉などの関係機関が相互に連携し、解決を図る体制づくりに取り組みます。

第4章 「天草市地域福祉計画」の施策展開

本章では、本市の今後3年間の取組みを示します。

計画の柱1 ともに支え合うまちづくり

主な取組み	施策
1 地域支え合い活動の推進	1-1 安心して地域で暮らせる環境づくり
	1-2 地域で支える子育て支援の推進
	1-3 協働による地域づくりの推進
2 災害に強いまちの形成	2-1 地域ぐるみの防災活動の推進
	2-2 高齢者などに配慮した避難支援体制の構築
3 社会福祉法人等との連携強化	3-1 地域における公益的な取組や市民活動の推進
	3-2 社会福祉協議会の基盤強化

計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり

主な取組み	施策
4 健康寿命の延伸	4-1 健康づくりの推進
	4-2 生活習慣改善の推進
	4-3 保健事業と介護予防等の一体的な取組みの推進
5 高齢者の生きがいづくりの推進	5 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり
6 障がい者(児)の自立と社会参画の推進	6 障がい者(児)の自立と社会参画の推進
7 子どもと子育て家庭への支援の充実	7 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実
8 生涯にわたる学びの推進	8 生涯学習の環境づくりの推進

計画の柱3 困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

主な取組み	施策
9 地域生活課題への相談・支援体制の構築	9 地域生活課題への相談・支援体制の構築
10 生活に困窮している人への自立支援	10 生活に困窮している人への自立支援

計画の柱1 ともに支え合うまちづくり

主な取組み1 地域支え合い活動の推進

1-1 安心して地域で暮らせる環境づくり

現 状

- 人口減少と少子高齢化の進行に伴い、核家族化や単身世帯化が進み、支援や介護を必要とする人のほか、社会的に孤立するおそれのある人等の割合が増えています。
- 高齢者のみの世帯の割合が増加傾向にあるのに対し、生産年齢人口の割合は減少し、これまで地域で活動してきた地域福祉の担い手が減少しています。
- 支援や介護を要する状態となる要介護等認定者の主たる要因は認知症となっています。

課 題

- 安心して地域で暮らせるためには、見守り体制の強化と地域住民との連携が必要です。
- 高齢の親とひきこもりの中高年の子が同居し、収入や介護等に関する問題が発生する8050問題や、子育てと親の介護が同時期に発生するダブルケアの問題など、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した生活課題に対する支援体制の強化が必要です。
- 認知症や支援が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症に対する地域の理解を深めていくことが必要です。

施策の方向性

- 日頃からの見守り、災害時の避難支援等の地域住民の互助・共助による活動の充実を図ります。
- 地域支え合い活動において、中心的な役割を果たす行政区長や民生委員・児童委員、ボランティア団体等の活動を支援します。
- 市民活動団体や社会福祉協議会等と連携して、地域住民が進んで地域支え合い活動に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 認知症を地域社会全体で支える基盤として、認知症を正しく理解している地域住民を増やし、認知症の人や家族のニーズに地域で応える体制づくりを進めます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
重層的支援体制整備事業 業移行準備事業	相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、誰もが住み慣れた地域において安心して生活することができるよう、地域社会全体で支え合う体制の構築に取り組みます。
民生委員・児童委員活動推進事業	民生委員・児童委員の活動を支援することで、地域の見守り活動などを充実させ、地域の見守り体制の強化に取り組みます。
ボランティア活動推進事業補助金	地域住民によるボランティア活動の育成や充実を図るため、社会福祉協議会が行うボランティア活動推進事業を支援します。
認知症サポーター等養成事業	地域住民が認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、見守り体制の強化に取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
地域福祉に関するボランティアや支援活動に参加したことがある市民の割合	23.2%	24.6%	25.3%	26.0%
ボランティア登録人数	913人	930人	940人	950人
ボランティア登録団体数	72団体	76団体	78団体	80団体
認知症サポーター養成講座累計受講者数	25,200人	29,200人	30,200人	31,200人

- ・「地域福祉に関するボランティアや支援活動に参加したことがある市民の割合」は、市政アンケートにより把握します。
- ・「ボランティア登録人数」と「ボランティア登録団体数」は、ボランティア・市民活動支援センターの実績により把握します。
- ・「認知症サポーター養成講座累計受講者数」は、養成を開始した平成19年度以降の実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 地域におけるあいさつなどの声かけや、見守り支援活動に参加します。
- 日常生活や事業活動において、住民の異変等に気付いた場合は、社会福祉協議会の各支所等へ連絡します。

1-2 地域で支える子育て支援の推進

現 状

- 安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現に向けて、保育料の軽減や子ども医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大するなど、子育てにかかる経済的な負担の軽減をはじめ、子育てに関する相談体制の充実など先駆的な取組みを積極的に進めてきました。
- ひとり親世帯や特別な支援を必要とする子どもと子育て家庭等、それぞれに課題も異なってきており、行政が実施する公的支援だけでは、子どもや子育て家庭が抱える様々な悩みや困難な状況を乗り越えることが難しくなっています。

課 題

- すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、社会性を育み、夢や希望を持ち、目標に向かって自分の能力や可能性を伸ばすには、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支え合う取組みを進めていくことが必要です。

施策の方向性

- すべての子どもと子育て家庭を、地域住民及び社会福祉事業所(社会福祉法人、NPO法人)等、市民との協働により地域社会全体で支えていく取組みを推進します。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
子どもはぐくみ応援事業	地域において、子どもと子育て家庭を応援する子ども食堂などの取組みを行う団体を支援します。
ファミリーサポートセンター事業	家族や保育施設等で対応できない福祉サービスを補完し、仕事と家庭の両立を支援するため、地域において子どもの預かりの援助を行いたい人と援助を受けたい人で構成する会員登録制の相互援助組織により、地域における子育てを支援します。
子どもデイサービス事業	保護者が安心して就労等するため、児童館がなく児童クラブも未実施の地域の地区コミュニティセンター等において事業を行い、子どもの居場所の確保に取り組めます。
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流のほか、子育てに関する相談、情報提供、助言等を行い、子育て中の親の孤立感や不安感の解消に取り組めます。

事業等名	事業等の概要
地域と学校の連携・協働体制構築事業	地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域の未来を担う子どもたちを育成します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
子育てしやすい地域であると感じる市民の割合	67.5%	70.0%	71.0%	72.0%
子ども食堂等の設置数	4箇所	6箇所	7箇所	8箇所
子どもたちの学びや成長を支える活動に参加した市民の数	3,052人	3,150人	3,200人	3,250人

- ・「子育てしやすい地域であると感じる市民の割合」は、市政アンケートにより把握します。
- ・「子ども食堂等の設置数」は、子ども食堂やフードパントリーを行う団体数により把握します。
- ・「子どもたちの学びや成長を支える活動に参加した市民の数」は、参加実績数により把握します。

私たち（市民）ができること

- 地域において子どもと子育て家庭を応援（支援）する活動に参加します。

1-3 協働による地域づくりの推進

現 状

- 地域づくりを担う住民自治組織として、10のまちづくり協議会及び51の地区振興会で、地域の特性を活かしたまちづくり活動が行われています。
- 住民自治の確立と自立した地域づくりを進めるため、様々な地域コミュニティ活動が行われています。
- 世帯構造の変化に伴い、地域コミュニティ活動に対するニーズが多様化・複雑化しています。

課 題

- 地域コミュニティ活動に対するニーズが多様化・複雑化する中、行政による画一的なサービスだけでは限界が見えはじめています。
- 持続可能な地域づくりを行う担い手が不足しています。
- 住んでいる地域のことを一番よく知っている市民一人ひとりが、地域の将来像や課題を共有することが必要です。
- 地域の個性や特色などの強みを活かし、その魅力を磨きあげるための取組みが必要です。

施策の方向性

- まちづくり協議会、地区振興会及び行政区並びに地域の各種団体等を中心とした地域づくりの取組みを支援し、協働して地域づくりを推進します。
- 地域の個性や特色を活かした地域コミュニティ活動を活発に行えるよう、地域が主体的に取り組む先進的な地域づくり活動に対して支援を行います。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
まちづくり推進交付金事業	まちづくり協議会及び地区振興会が行う地域行事や美化活動等の地域づくり活動を支援します。
まちづくりチャレンジ支援交付金	まちづくり協議会、地区振興会及び行政区等が行う地域資源等を活用した新たな取組みや独自の地域づくり活動を支援します。
日本の宝島天草づくり講演会	市民及び市職員の自治に対する共通認識を深め、市民と行政の協働による地域づくりを推進し、自立した住民自治体制の確立と、地域づくりに対する意識の高揚を図ることを目的として開催します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
地区振興会及び地域の各種団体等が主催する地域づくり活動が活発に行われていると感じる市民の割合	—	45.0%	47.5%	50.0%

- ・市政アンケートにより把握します。
- ※新たな目標・指標であるため、現状値はありません。

私たち（市民）ができること

- 住んでいる地域に対して関心を持ち、地域行事や地域づくり活動に積極的に参加します。

2-1 地域ぐるみの防災活動の推進

現 状

- 近年の異常気象によって浸水被害や土砂災害等が増加しています。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難所等を表示した総合防災マップを作成し、全戸に配布しています。
- 市内全域を対象とした一斉避難訓練や地域独自の避難訓練等を実施し、防災講話や実技指導の講師として市職員・消防署員・熊本県職員等を派遣しています。
- 防災行政無線（戸別受信機含む）の整備により、市本庁での一体的な運用と全国瞬時警報システム（J-A L E R T）との自動接続を行っています。
- 業務継続計画（BCP）に基づき、災害発生時の優先的な業務を特定し、適切な業務執行ができる体制を整えています。

課 題

- 災害時には多様な情報伝達手段を用いて、災害情報や避難情報等が市民に確実に届き、情報伝達の漏れや逃げ遅れ等を防ぐ必要があります。
- 大規模災害時には、行政の対応（公助）には限界があるため、自助、互助・共助の取組みと支援体制の充実が求められています。
- 自主防災組織を中心とした地域の防災力を高める必要があります。

施策の方向性

- 防災行政無線戸別受信機の全戸設置や天草市安心・安全メールの登録、コミュニティFMの聴取等、すべての市民があらゆる情報収集手段を通じ、災害情報や避難情報等を取得できるよう広報等に取り組みます。
- 一斉避難訓練や地域独自の訓練について、総合防災マップを活用した図上訓練及び実践的な訓練に取り組みます。
- 自主防災組織の活動充実のため、防災士や防災リーダーを育成し、地域防災力の向上を推進します。
- 災害時応援協定締結団体との連携強化を図るとともに、新たな分野の防災関係機関との応援協定締結を推進します。
- 地域防災計画や業務継続計画（BCP）の定期的な見直しを行い、また、訓練を通して計画の充実を図ります。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
一斉避難訓練	総合防災マップを活用した図上訓練及び実践的な訓練に取り組みます。

事業等名	事業等の概要
自主防災組織設立促進 ・活動活性化事業	大きな災害では、特に初動期の救出・救助や避難所運営は、自助、互助・共助が中心となるため、自主防災組織を新設する団体及び自主防災組織の活性化を支援します。また、自主防災組織の活動充実のため、防災士や防災リーダーを育成し、地域防災力の向上を推進します。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値	
	R3	R5	R6	R7
防災士認証登録者数	122人	140人	160人	180人

・日本防災士機構から提供された市内の防災士認証登録者数により把握します。
※現状値は、令和4年5月末現在の登録者数です。

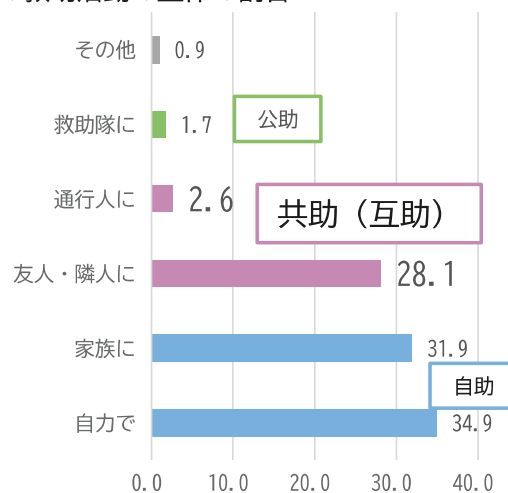
私たち（市民）ができること

- 地域の自主防災組織の活動や避難訓練に参加します。
- マイタイムライン（災害時に自分自身がとる防災行動計画）の作成に取り組みます。

※参考／阪神・淡路大震災における倒壊家屋からの救助活動の主体の割合

阪神・淡路大震災において、倒壊家屋から救助したのは、自助が66.8%、共助（互助）が30.7%、公助は1.7%でした。

災害時（特に発生直後）は、「公助」が間に合わないため、発生直後は「自助」と「共助（互助）」で守り抜く必要があります。



（出典：日本火災学会「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書(1996)」）

※参考／防災士とは

自助、共助（互助）、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のことをいいます。

1. 自助

自分の命は自分で守る

2. 共助（互助）

地域、職場で助け合い、被害拡大を防ぐ

3. 協働

市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する

（出典：認定特定非営利活動法人日本防災士機構のホームページを一部修正）

2-2 高齢者などに配慮した避難支援体制の構築

現状

- 高齢者や障がいのある人などの要配慮者の中には、災害時に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）や、地区コミュニティセンターなどの一般の避難所では避難生活を送ることが難しい人がいます。
- 平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられ、さらに、令和3年の同法の改正では、市町村に避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が努力義務化されました。
- 本人から名簿情報を提供する旨の同意を得て作成した避難行動要支援者の名簿を、行政区長、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの地域の関係者に提供しています。
- 災害時には、福祉避難所を開設しています。

課題

- 地域の関係者に避難行動要支援者名簿を提供していますが、本人からの同意を前提としているため、本来は避難の支援が必要な人が登録されていない場合や、自ら避難できる人が含まれている可能性があります。

施策の方向性

- 地域の関係者が一堂に会し、避難行動要支援者名簿を確認する取組みを推進します。
- 高齢者や障がいのある人などにも配慮した避難支援体制（情報伝達・避難所運営など）の整備に取り組みます。
- 地域の関係者や社会福祉施設などの協力を得ながら、福祉避難所への避難が必要な対象者の把握と、受入先となる社会福祉施設との調整に取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
防災・避難体制の整備	防災行政無線や天草市安心・安全メール等による市民への迅速・的確な情報伝達システムの拡充や、災害時の避難体制、備蓄品等を整備します。
避難行動要支援者名簿の作成・提供	地域の関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、地域住民による日頃からの見守り支援や、災害時の避難支援体制の構築に取り組みます。
福祉避難所の取組み	社会福祉施設などと協定を締結し、高齢や障がいなどの理由により一般の避難所での避難生活が困難な住民の受入先の確保に取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値	
	R3	R5	R6	R7
避難行動要支援者名簿の確認に取り組む行政区の割合	60.6%	70.0%	75.0%	80.0%

・各支所への避難行動要支援者名簿の確認状況調査により把握します。

※行政区数…令和3年度時点：363区（うち確認に取り組む行政区：220区）

令和4年度時点：362区

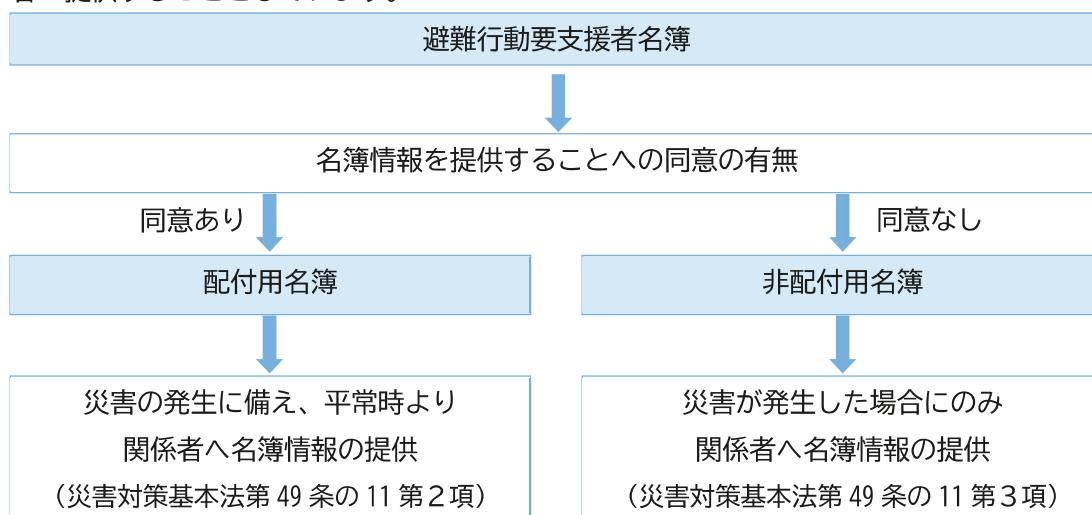
私たち（市民）ができること

- 市の総合防災マップ等により、日頃から避難所や避難経路を確認し、災害が発生するおそれがある場合は、早めの避難を心がけます。
- 日頃からのあいさつやご近所付き合いを大切にし、いざというときはお互いに助け合います。

※参考／避難行動要支援者名簿の提供方法（同意の有無による提供方法の違い）

本人から名簿情報を提供することへの同意を得た避難行動要支援者の名簿を作成し、毎年4月～6月頃に地域の関係者へ提供しています。

同意を得ていない人については、災害が発生した場合にのみ、名簿を作成し、地域の関係者へ提供することとしています。



3-1 地域における公益的な取組や市民活動の推進

現 状

- 社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」が努力義務化され、地域の福祉ニーズ等を踏まえた法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動に取り組んでいます。(令和3年度:57法人中33法人(令和4年6月末時点報告))
- NPO等の市民活動団体は、様々な分野で多種多様な経験・知識・スキルを持ち、地域の課題解決に取り組んでいます。

課 題

- 地域の福祉ニーズが複雑化・複合化し、既存の制度やサービスでは、対応できない場合があります。
- 社会福祉法人は、人材や資金のほか、地域の福祉ニーズの把握が十分でないため、「地域における公益的な取組」ができていない法人があります。
- NPO等の市民活動団体は、人材や活動資金が不足しているところが多く、自立かつ安定した運営基盤の強化が求められています。
- 個人やNPO等の市民活動団体の多くは、個々の活動に留まっており、共感を集めるための情報発信や人的ネットワークの構築が必要となっています。

施策の方向性

- 地域の福祉ニーズに対する社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が進むよう、本市が所管する社会福祉法人への助言や支援などを行います。
- NPO等の市民活動団体の運営基盤の強化を図るため、組織運営・法人化などの相談体制の充実、セミナーの開催などの支援に取り組みます。
- 交流会や報告会などを通して多様な人的ネットワークの拡大を図るとともに、新たな人材発掘の取組みや学びの場の提供を進めます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
福祉基金助成金（一般助成事業）	ボランティア活動の促進、高齢者の保健福祉の増進、障がい者の社会参加の促進、児童福祉の向上を目的とした民間団体、企業及び住民組織の自主性、創意工夫による活動を支援します。
市民活動支援事業補助金	NPO等の市民活動団体の活動・運営支援による基盤強化を行い、継続して活発な活動をできる団体の育成と団体の活性化を図るための活動を支援します。

事業等名	事業等の概要
市民活動支援センター事業	NPO等の市民活動団体の活性化を図るため、次のような支援を行います。 ①市民活動に取り組む個人・団体の相談対応 ②セミナー等の開催によるスキルアップ機会の提供 ③人的ネットワークの構築 ④情報の受発信に関する支援

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R 3	R 5	R 6	R 7
福祉基金助成金（一般助成事業）の活用団体数	0件	1件	1件	1件
「地域における公益的な取組」を実施する社会福祉法人数	33法人	40法人	43法人	46法人
新たに設立したNPO法人の数	0法人	1法人	1法人	1法人

- ・「福祉基金助成金（一般助成事業）の活用団体数」は、福祉基金助成金（一般助成事業）の活用実績により把握します。
- ・「地域における公益的な取組」を実施する社会福祉法人数は、WAMネット（福祉医療機構が運営する総合情報サイト）に毎年6月末までに登録された現況報告書を基に把握します。
- ・「新たに設立したNPO法人の数」は、熊本県NPO・ボランティア協働センターにより把握します。

私たち（市民）ができること

- NPO等の市民活動団体から発信される情報に関心をもち、共感できる活動を応援します。
- 社会福祉法人や市民活動団体は、地域の課題解決に向けて他団体との連携や協力に取り組めます。
- 市民活動団体は、運営・組織基盤づくりのため、積極的に情報の収集と発信に取り組めます。

3-2 社会福祉協議会の基盤強化

現 状

- 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、地域住民と関係機関・団体などをつなげていく地域福祉ネットワークの中心的な役割を担っています。
- 本市では、社会福祉協議会とともに、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉事業所（社会福祉法人、NPO法人）などと連携し、相談支援やボランティア活動の支援、共同募金運動など、様々な場面で地域福祉の推進に取り組んでいます。

課 題

- 社会福祉協議会の活動は、自主財源である会費、共同募金配分金及び寄附金のほか、介護保険事業等の事業収益を財源に運営されていますが、地域福祉活動の資金である自主財源は、人口減少に伴い減少してきています。

施策の方向性

- 地域福祉ネットワークの中心的な役割を担う社会福祉協議会の安定した運営のため、活動を支援します。
- 社会福祉協議会との連携体制の強化を図り、事業活動のPRに協力します。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会の安定した運営を図るため、社会福祉協議会の地域福祉事業に係る事務局職員の人件費の一部を支援します。

目標・指標

「第5章 「天草市地域福祉活動計画」の施策展開」の各施策の目標・指標と同様とします。

私たち（市民）ができること

- 社会福祉協議会が取り組む事業等に参加・協力します。

計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり

主な取り組み4 健康寿命の延伸

4-1 健康づくりの推進

現 状

- コロナ禍により、市民の健康づくり活動が低下しています。
- 近年、本市における成人のスポーツ実施率は上昇しています。
(平成30年度：47.4%→令和3年度：59.4%)
- 高齢者を中心とした健康運動教室を市内43箇所で開催しています。
- 民間のインストラクターと提携したスポーツ教室を6教室、週1回開催しています。

課 題

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という認識のもと、子どもから高齢者まで、健康的な生活習慣づくりと心身機能の維持、向上に取り組むことが必要です。
- コロナ禍等により、健康運動教室の退会・休会者が増加しています。

施策の方向性

- 市民の健康に対する意識が、地域全体の意識として高まり、健康に心がける人が増える地域づくりを目指します。
- 企業、地域及びボランティア等と連携し、市民の健康づくりを応援する環境づくりを推進します。
- 市民一人ひとりが、ライフスタイルや目的に応じて、スポーツや運動に親しむことで健康寿命日本一を目指します。

具体的な取り組み

事業等名	事業等の概要
健康ポイント事業	市民が楽しみながら気軽に健康づくりに取り組むきっかけづくりとして実施します。運動や、健康診断等を受けることでポイントが取得でき、貯まったポイントに応じて、市内で利用できる商品券等を付与します。
健康づくりボランティア(食生活改善推進員・健康づくり推進員)の活動	「食生活改善推進員」や「健康づくり推進員」が研修で得た知識を身近な人に伝えることで、健康づくりに関する周知活動を実践します。

事業等名	事業等の概要
健康運動教室	個人の体力や身体状況に合わせて、筋力トレーニングと有酸素運動を組み合わせた運動教室を市内全域で開催し、市民の運動習慣の定着やフレイル予防及び介護予防に取り組みます。
“リトルステップ” スポーツ教室	スポーツ未経験者や高齢者でも気軽に楽しめる様々なメニューのスポーツ教室を開催し、市民の運動習慣の定着に取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
健康ポイント事業参加者数	4,530人	4,900人	5,000人	5,100人
食生活改善推進員数	282人	250人	250人	250人
健康づくり推進員数	104人	90人	90人	90人
週1回以上のスポーツ実施率	59.4%	61.0%	62.5%	64.0%

- ・「健康ポイント事業参加者数」は、年度末の登録者状況により把握します。
- ・「食生活改善推進員数」と「健康づくり推進員数」は、年度末の会員数により把握します。
- ・「週1回以上のスポーツ実施率」は、市政アンケートにより把握します。

私たち（市民）ができること

- 日常生活の中に適度な運動を取り入れ、楽しみながら継続できるようにします。

4-2 生活習慣改善の推進

現 状

- 加齢とともに、高血圧症、糖尿病及び脂質異常症などの生活習慣病を有する人の割合が高くなる傾向にあります。
- 悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患の生活習慣病が、死因の約50%を占めています。

課 題

- 依然として、各種健（検）診の受診率が低く、自らの健康意識の向上につながる取組みが必要です。

施策の方向性

- 適正な栄養や食生活、日常生活における身体活動や積極的な運動、休養、こころの健康、禁煙、適正飲酒、歯や口腔の健康等、市民がより良い生活習慣を身につけ、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- がん検診などの各種健（検）診の受診環境を整備するとともに、受診率の向上に取り組むことで、疾病の発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防を推進します。
- 市民の生活習慣の改善や良い生活習慣の継続を支援することにより、疾病の発症予防、重症化予防を推進します。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
各種がん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん等の各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療につなげます。
特定健康診査及び特定保健指導の体制整備	地域健診、施設健診、個別健診などの自分に合った健診が受けられる体制を整え、検査結果に応じた特定保健指導の体制を整備します。
糖尿病及び循環器病対策事業	健診結果で高血糖や高血圧等の対象者へ保健指導を行い、疾病の発症予防、重症化予防につなげます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
健康に気をつけて生活している市民の割合	85.1%	86.0%	86.0%	86.0%
各種がん検診率	32.7%	35.0%	37.0%	40.0%
各種がん精密検査受診率	84.5%	90.0%	90.0%	90.0%
特定健診受診率	40.0%	42.0%	44.0%	46.0%
糖尿病未治療（特定健診受診者）の割合	4.1%	3.8%	3.6%	3.4%
Ⅱ度高血圧症（160/100）以上の割合（未治療者を含む）	5.9%	3.0%	2.9%	2.8%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合	34.0%	28.0%	27.0%	27.0%
レシピ集設置数 （食生活改善推進員作成レシピ）	39箇所	42箇所	45箇所	48箇所

- ・「健康に気をつけて生活している市民の割合」は、市政アンケートにより把握します。
- ・「レシピ集設置数」は、年度末の設置状況にて把握します。
- ・その他の目標・指標は、年度末の受診者の実績にて把握します。

私たち（市民）ができること

- 年に1回は健康診断を受け自身の身体の状態を知り、健康維持に努めます。
- 自分の適量を知り、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を心がけます。

4-3 保健事業と介護予防等の一体的な取組みの推進

現 状

- 加齢とともに、高血圧症、糖尿病及び脂質異常症などの生活習慣病を有する人の割合が高くなる傾向にあります。
- 後期高齢者医療制度の1人あたりの医療費は、制度発足時の平成20年度は約90万円でしたが、医療の高度化や後期高齢者数の増加等により、令和2年度は約107万円となり、17万円増加しています。
- 保険制度における健康診査の受診率は、熊本県の平均を上回っているものの、国が目指す数値には至っていない状況です。
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険法が改正され、75歳以上の人の重症化予防や介護予防の観点を踏まえたフレイル予防のため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組み」を実施することとなりました。
- 介護予防事業では、通いの場において、各団体が筋力アップや認知症予防、オーラルフレイルなどをテーマとした活動を実施しています。

※フレイルとは…加齢により心身が衰えた状態のことで、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の影響もあり、生活機能が制限され、心身が虚弱状態となることです。

※オーラルフレイルとは…口の機能、口周りの筋力低下などの衰え（噛めない、飲み込めない、むせる）のことです。

課 題

- 高齢者の健康寿命延伸に向けて、医療、健診、介護の情報等を共有し、フレイル予防及び介護予防と、重症化予防や早期発見が重要と捉え、取組みの強化が必要です。
- 後期高齢者だけでなく、75歳未満の人も対象として、特定健康診査及び特定保健指導、通いの場などを通して、継続的な健康づくりとフレイル予防の実践のため、関係部局等と連携した対策の実施が必要です。

施策の方向性

- 国民健康保険では、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病を起因とする疾病の予防、早期発見、早期治療につなげることで、医療費の適正化に努めます。
- 後期高齢者医療保険では、保健事業、地域支援事業、健康づくり事業と連携し、国保データベース（KDB）を活用したデータ分析を行うとともに、通いの場などへの積極的な関与により、健診受診率向上、生活習慣病の予防、重症化予防及びフレイル予防の充実に取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	高齢者保健事業、健康づくり事業、介護予防事業が連携・共有し、国保データベース（KDB）システムを活用したデータを分析し、事業を評価します。 医師、歯科医師、看護師、保健師、栄養士等の専門職と連携し、通いの場などへの積極的な関与を行うことで健診受診率向上、生活習慣病の予防、重症化予防及びフレイル予防の充実に取り組みます。
特定健康診査及び特定保健指導の体制整備	地域健診、施設健診、個別健診などの自分に合った健診を受けられる体制を整え、検査結果に応じた特定保健指導の体制を整備します。

「4-1 健康づくりの推進」や「4-2 生活習慣改善の推進」、「5 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり」と連携して取り組みます。

目標・指標

目標・指標名		現状値	目標値		
		R3	R5	R6	R7
平均自立期間 (健康寿命)	男	79.2歳	79.6歳	80.0歳	80.5歳
	女	83.9歳	84.2歳	84.5歳	84.8歳
健康診査を受診している後期高齢者の割合		14.2%	17.6%	19.4%	21.4%

「4-1 健康づくりの推進」や「4-2 生活習慣改善の推進」、「5 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり」の各施策の目標・指標と同様とします。

・「平均自立期間（健康寿命）」と「健康診査を受診している後期高齢者の割合」は、国保データベース（KDB）システムのデータ分析、年度末の健診未受診者の実績等により把握します。

私たち（市民）ができること

- かかりつけ医を持ち、定期的な受診を継続し、年に1回は健康診断を受けることで、自身の身体の状況を知り、健康維持に努めます。
- 通いの場やふれあいいいききサロンなど地域の介護予防活動に参加します。

主な取組み5 高齢者の生きがいの推進

5 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり

現 状

- 高齢者人口に大きな変動はなく横ばい状態にあるのに対し、若い世代の人口の急激な減少により、高齢化率が上昇しています。
- 高齢者のみ世帯の増加や団塊の世代の高年齢化が進み、支援を必要とする人が増加することが予測されます。
- 高齢者が身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組める場が広がっています。
- 地域で介護予防活動を実践できるサポーターやボランティアが増え、高齢者の社会参加の機会や地域貢献活動が広がっています。
- 高齢者の就業機会や知識・技能を活かした活躍の場が広がっています。

課 題

- 介護職等の支え手の減少が続くなか、支援を要する高齢者が増加すると、今後、必要とする人に必要なサービスが行き届かなくなることが懸念されるため、介護予防を推進し、支援や介護を要する高齢者が増加しないようにする必要があります。
- フレイルや認知症の予防では、社会参加や人とつながることが重要な要素となるため、高齢者が人とつながる環境づくりや身近な地域で活動する場を広げていく必要があります。
- 高齢者が地域で集える場が市内各地に広がっていますが、コロナ禍による参加者の減少や高年齢化、リーダー不足などにより、活動を廃止する団体がみられるようになってきました。
- 集える場を「生み出す支援」から「続ける支援・参加促進」へ、支援のウエイトをシフトしていく必要があります。
- 健康づくりや介護予防に加え、出番や役割を得られるような環境づくりを推進し、意欲を持った生活をするための「生きがい」づくりも重要になります。

施策の方向性

- フレイル予防、認知症予防に重点をおいた介護予防の普及啓発を行います。
- 新たな介護予防の視点を取り入れ、多角的な介護予防活動への発展を図り、地域介護予防活動を意欲的に継続できるよう支援します。
- 高齢者が地域の担い手として、社会参加や地域貢献活動への参加促進を図ります。
- 働く意欲のある高年齢者がその知識や技能を発揮し、生きがいを持って活躍できる環境整備を推進します。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
地域介護予防活動支援事業（通いの場・ふれあいいいききサロン）	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の地域活動を支援します。
地域介護予防活動支援事業（脳いきいきサポーター養成）	認知症予防を地域に広げる取組みとして、認知症予防プログラムの実践を行う脳いきいきサポーターを養成し、地域活動の場での実践につなげます。
老人クラブ活動の活性化	会員が互いに支え合い、地域社会に貢献できるよう、60～70歳代へ老人クラブへの入会を働きかけます。また、老人クラブ活動に要する費用を支援します。
シルバー人材センターへの加入・就労促進	多くの高齢者が豊富な技術や知識、経験を活かして地域社会で活躍できるよう加入促進や運営等に要する費用を支援します。
ICT利活用推進事業（高齢者向けスマホ体験会）	スマートフォンを持っていない高齢者を対象に、実際に操作し体感できる体験会を開催し、スマートフォンを知る機会を提供します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
	R3	R5	R6	R7	
週1回以上集まり介護予防に取り組む高齢者数	3,400人	3,150人	3,150人	3,150人	
脳いきいきサポーターの累計養成者数	372人	450人	475人	500人	
老人クラブ会員数	8,597人	8,100人	8,100人	8,100人	
シルバー人材センター会員数	674人	690人	700人	710人	

・「週1回以上集まり介護予防に取り組む高齢者数」は、住民主体の通いの場、健康運動教室、ふれあいいいききサロンの登録者により把握します。

※目標値は、国が示す地域介護予防活動の目安「高齢者人口の1割以上」に基づく。

・「脳いきいきサポーターの養成者数累計」は、養成実績により把握します。

・「老人クラブ会員数」は、天草市老人クラブ連合会会員数により把握します。

・「シルバー人材センター会員数」は、天草市シルバー人材センター会員数により把握します。

私たち（市民）ができること

- 通いの場や健康運動教室など地域の介護予防活動に参加します。
- 脳いきいきサポーターになり、身近な地域で介護予防活動を実践します。
- 老人クラブやシルバー人材センターに加入し、積極的に活動します。

主な取り組み6 障がい者（児）の自立と社会参画の推進

6 障がい者（児）の自立と社会参画の推進

現 状

- 障がい者自らが、生き方を選択し必要な情報を得るための相談体制の周知が十分でない状況です。
- 障がいに対する理解や差別解消に向けた合理的配慮が十分に浸透していない状況です。
- 障がい者団体及び家族会等の会員の新規加入が少ない状況です。
- 障がい者の雇用については、障害者雇用促進法で定める法定雇用率が、天草圏域では下回っています。

課 題

- 障がい福祉サービスなどの制度の利用を促進するため、情報を得やすくする必要があります。
- 障がい者が、必要な時に必要な障がい福祉サービスを受けられる体制づくりが必要です。
- 地域住民や事業者に対して、障がいの特性についての理解を深める必要があります。
- 障がい者の団体及び家族会等の団体活動を活性化する必要があります。
- ハローワークや関係機関と連携し、事業者に対して障がい者雇用の促進を図る必要があります。

施策の方向性

- 地域で生き生きと生活するために、支援を必要とする障がい者（児）に対して、必要な時に必要なサービスを自らの意思決定のもと利用できる体制を整備します。
- 社会参加しやすい機会を増やすため公共施設の割引を推進し、ミライロID（障がい者手帳アプリ）の活用を推進します。
- 障がい者の就労に関する関係機関の情報共有の場の設定を支援します。
- 障がいの理解促進を図るため、事業者及び障がい者団体の活動を支援します。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
相談支援事業（障がい者（児）相談支援事業）	市内4箇所に設置した「地域障がい相談支援センター」で、専門的な相談や障がい福祉サービスの利用支援等を行います。
理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業	障がいの特性や総合的配慮等についての研修・啓発及び地域障がい者団体等の活動を支援し、関係機関との連携により、障がい者の社会参加のための環境づくりを行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
理解促進研修・啓発事業の参加者数	2,177人	2,200人	2,400人	2,600人
就労移行支援事業や就労継続支援事業利用から一般就労へ移行した人数	6人	11人	13人	13人

- ・「理解促進研修・啓発事業の参加者数」は、研修への参加者数やガイドブックの配布数等により把握します。
- ・「就労移行支援事業や就労継続支援事業利用から一般就労へ移行した人数」は、就労移行及び就労継続支援事業所の実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 困っているような人には「声かけ」をします。
- 障がいを理解するための研修会に参加します。
- 就労を希望されているやる気がある障がいのある人を積極的に受け入れます。

主な取組み7 子どもと子育て家庭への支援の充実

7 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

現 状

- 子ども医療費の対象年齢の引き上げや保育料の軽減、不妊治療費の助成、妊産婦への生活支援及び幼稚園や保育園等における保育サービスの充実を図るなど、子育て支援の取組みを進めています。
- 少子化や核家族化の進行、地域社会における関係の希薄化、共働き世帯の増加など、変化する社会情勢の中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、保護者の子育てに対する負担感や不安感が大きくなっています。
- 子育てに関する相談内容は、一般的な育児に関する相談から家庭環境の問題などが複雑に絡み合った相談まで、内容が幅広く複雑で多岐にわたっています。
- 相談体制の強化と窓口の明確化を図るため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を複合施設こらすの同一フロア内に設置し、妊娠期から子育て期までを一体的に支援しています。
- 妊娠届出や乳幼児健診などの機会をとらえて、すべての対象者に対して子育て支援プランを提案しています。

課 題

- 子育て支援は、利用する子育て家庭によってニーズが異なり、ひとり親世帯や特別な支援を要する子どもと子育て家庭等、妊娠期から子育て期にかけて、それぞれの課題や成長過程に応じた支援が必要です。

施策の方向性

- 妊娠、出産及び子育てに関する不安や悩みを解消する取組みや、子育て及び就学等に係る負担軽減の取組みにより安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援の充実を図ります。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
子ども総合相談事業	保健師・心理士等の専門スタッフによる支援を受けられる相談窓口を明確化し、子ども及びその家庭の相談を広く受け付け、総合的に支援を行うことで孤立化を防ぎ、子育て家庭が安心して子育てができるよう取り組みます。

事業等名	事業等の概要
子育て世代包括支援事業	保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聴き、必要な支援に繋げるとともに、子育てに関する必要な情報を提供します。
子育て世帯訪問等支援事業	家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、不安や悩みを聴くとともに、家事や育児を支援します。 ※ヤングケアラーとは…本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

目標・指標

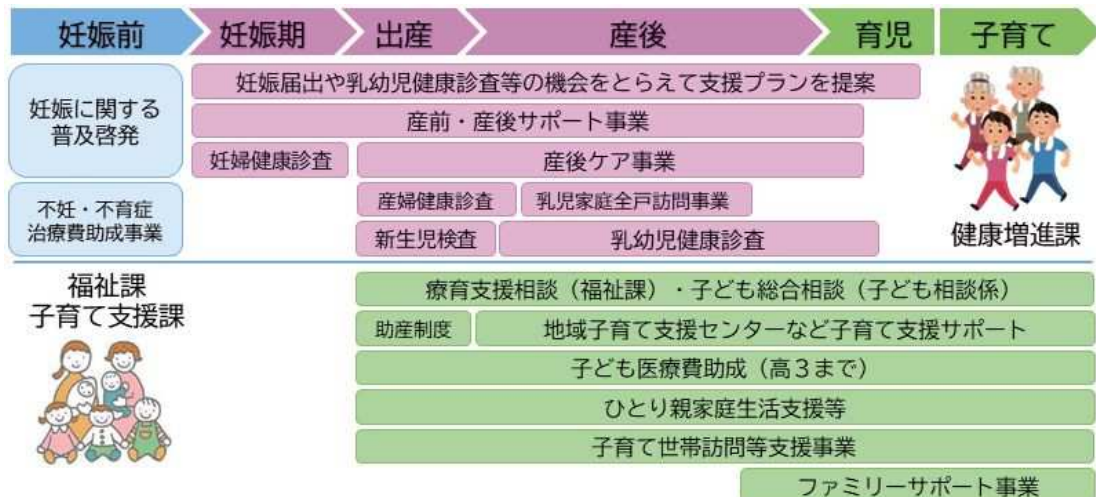
目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
子育てに係るサービスが充実していると感じる子育て世代の割合	92.5%	93.0%	93.5%	94.0%

・母子手帳アプリを活用したアンケートにより把握します。

私たち（市民）ができること

- 必要な子育てサービスを利用しながら、子どもを育てていきます。
- 子育てに不安を感じる場合は、行政や子育て支援機関に相談します。

※参考／妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援



（出典：子育て支援課）

主な取組み8 生涯にわたる学びの推進

8 生涯学習の環境づくりの推進

現 状

- 市民のニーズや地域の特色を活かした講座など学びの機会を提供しています。
- 市立図書館など生涯学習の拠点機能を活かし、読書活動の推進を図っています。

課 題

- 生涯学習への市民の関心や意欲は高いものの、参加者の固定化や偏りがみられるため、地域の身近なコミュニティセンター等を活用した幅広い年齢層に向けた公民館講座や出前講座、家庭教育講座など各種講座の周知方法を工夫し、学びの機会を提供する必要があります。

施策の方向性

- 市民の知りたい、学びたいなどの学習意欲を引き出し、関心の高い講座の開催や市民のニーズに対応した学習に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、情報提供及び講座開催等による意識啓発に努めます。
- 市立図書館など生涯学習の拠点機能を活かし、読書活動の推進や学びの機会を提供します。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
生涯学習推進事業	市民に身近な地区コミュニティセンター等で公民館講座を開催するとともに、学習を希望される団体に人材バンク登録の講師派遣を行うなど学びの機会を提供します。 また、複合施設こころすを生涯学習の拠点として、中央生涯学習センター講座や青少年育成講座など各種講座を開催し、幅広い年齢層を対象とした生涯学習の充実を図ります。
読書活動推進事業	読書に関するイベント等を開催することで、市民に読書の楽しさを理解してもらい、意欲的に読書に親しんでもらう機会を提供します。 また、読み聞かせボランティアの技術向上及び交流、読書活動の推進に取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
生涯学習講座に参加した市民の数	8,437人	13,200人	13,900人	14,700人

・生涯学習講座の参加実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 様々な学びの機会を捉えて、積極的に参加します。

計画の柱3 困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

主な取組み9 地域生活課題への相談・支援体制の構築

9 地域生活課題への相談・支援体制の構築

現 状

- 人口減少と少子高齢化の進行に伴い、核家族化や単身世帯化が進み、支援や介護を必要とする人のほか、社会的に孤立するおそれのある人等の割合が増えています。
- 高齢者のみ世帯の割合が増加傾向にあるのに対し、生産年齢人口の割合は減少し、これまで地域で活動してきた地域福祉の担い手が減少しています。

課 題

- 安心して地域で暮らせるためには、見守り体制の強化と地域住民との連携が必要です。
- 高齢の親とひきこもりの中高年の子が同居し、収入や介護等に関する問題が発生する8050問題や、子育てと親の介護が同時期に発生するダブルケアの問題など、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した生活課題に対する支援体制の強化が必要です。
- 認知症や支援が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症に対する地域の理解を深めていくことが必要です。

施策の方向性

- 複雑化・複合化した各種制度の狭間にある課題に対応する支援体制を構築します。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	市内6箇所に設置した「地域包括支援センター」において、高齢者の生活全般に係る相談対応などの個別支援や、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう地域の支援体制づくりに取り組みます。
相談支援事業(障がい者(児)相談支援事業)	市内4箇所に設置した「地域障がい相談支援センター」で、専門的な相談や障がい福祉サービスの利用支援等を行います。

事業等名	事業等の概要
子ども総合相談事業	保健師・心理士等の専門スタッフによる支援を受けられる相談窓口を明確化し、子ども及びその家庭の相談を広く受け付け、総合的に支援を行うことで孤立化を防ぎ、子育て家庭が安心して子育てができるよう取り組みます。
子育て世代包括支援事業	保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、就労支援及びその他の自立に関する問題に対して、必要な情報の提供や助言など、本人の状況に応じた包括的な支援を行います。
重層的支援体制整備事業移行準備事業	相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、誰もが住み慣れた地域において安心して生活することができるよう、地域社会全体で支え合う体制の構築に取り組みます。
民生委員・児童委員活動推進事業	民生委員・児童委員の活動を支援することで、地域の見守り活動などを充実させ、地域の見守り体制の構築に取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
困ったときに相談できる人や場所が地域にいる（ある）と感じる市民の割合	46.8%	47.4%	47.7%	48.0%

・市政アンケートにより把握します。

私たち（市民）ができること

- 自分の力では解決することが困難な生活課題を抱えた場合は、ひとりで悩まず社会福祉協議会などに相談します。
- 家族や近隣住民などに気になる世帯や不安を抱えた世帯がある場合は、社会福祉協議会などへ情報提供し、支援が届くようにします。

主な取組み 10 生活に困窮している人への自立支援

10 生活に困窮している人への自立支援

現 状

- 複合的な問題を抱えた生活困窮者が多くなっています。

課 題

- 生活困窮者が抱える多岐にわたる課題への取組みが必要です。

施策の方向性

- 生活の安定と自立助長を促すための支援を行います。
- 生活保護に至る前の自立支援策の強化に取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、就労支援及びその他の自立に関する問題に対して、必要な情報の提供や助言など、本人の状況に応じた包括的な支援を行います。
生活困窮者住居確保給付金	離職などにより、住居を失った又はそのおそれのある人に対し、住居の確保及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
就労準備支援事業	社会との関わりに不安があるなどの理由から、すぐには就労できない人に対し、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。
家計改善支援事業	家計の管理がうまくできない人などに、家計の再建に向けた指導のほか、法的トラブルの解決や生活資金の貸付けなどを行う関係機関につなぐ支援を行います。
一時生活支援事業	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間（原則3か月以内）、宿泊場所や食事などの提供を行い、安定した生活を営めるよう支援を行います。
子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習や進学などに関する支援、引きこもりや不登校の子どもに対する学習支援を行います。
生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会）	他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を図ります。
生計困難者レスキュー事業（社会福祉法人の公益的な取組）	相談者が公的な制度やサービスなどを受けられるようになるまでの間、必要に応じて宿泊・食事・公共料金の支払いなどを支援します。

事業等名	事業等の概要
生活困窮者自立支援庁内連携会議	生活困窮者の実態把握と情報共有を図り、生活困窮者を早期に発見し、総合的かつ効果的な自立支援ができるよう関係部局が連携して取り組みます。
重層的支援体制整備事業移行準備事業	相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、誰もが住み慣れた地域において安心して生活することができるよう、地域社会全体で支え合う体制の構築に取り組みます。

目標・指標

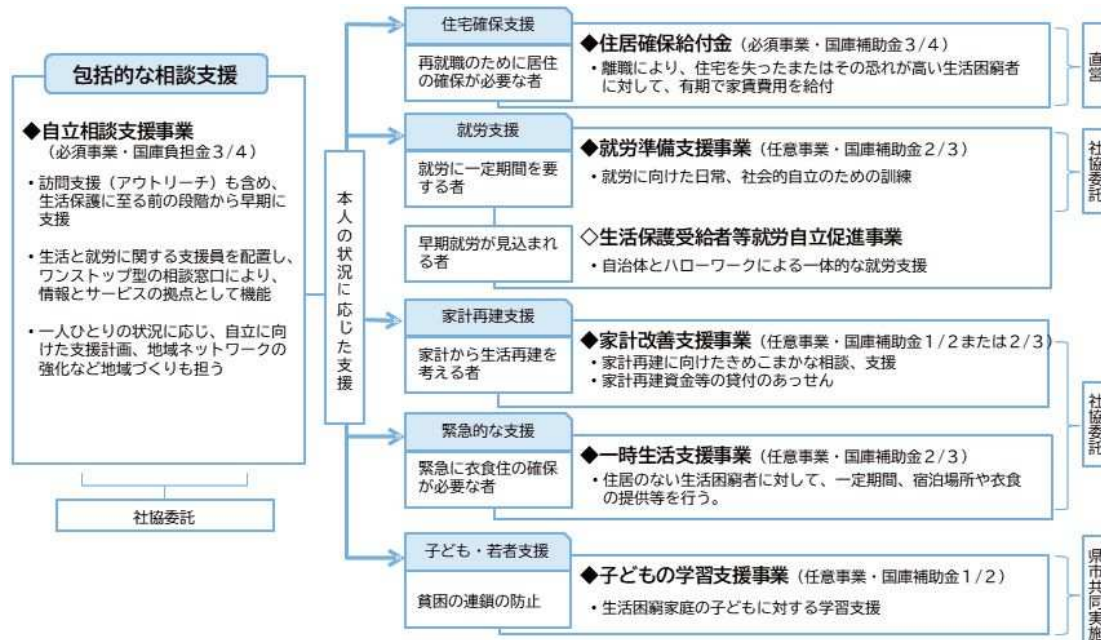
目標・指標名	現状値		目標値	
	R 3	R 5	R 6	R 7
自立相談支援事業により生活再建を図れた件数	56件	45件	45件	45件

・生活困窮者自立支援事業実績報告により把握します。

私たち（市民）ができること

- 経済的な困窮などの解決が困難な課題を抱えた人を把握した場合は、「あまくさ生活相談支援センター（社会福祉協議会）」への相談を案内します。

※参考／生活困窮自立支援制度の概要



（出典：福祉課）

付随計画 天草市成年後見制度利用促進基本計画

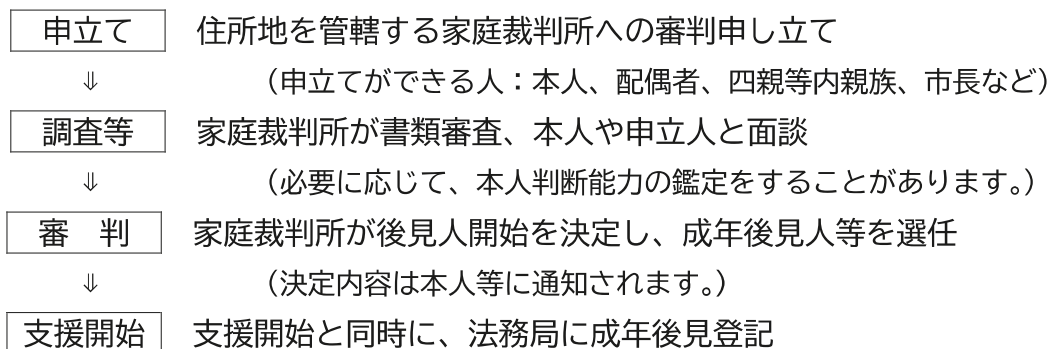
1 計画策定の趣旨

第4期計画の付随計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、連携した施策の展開を図り、判断能力が不十分な人が置き去りにされることなく、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるまちを目指します。

成年後見制度の種類

法定後見制度	<p>「後見」「保佐」「補助」の3つに分類されており、判断能力の程度など、本人の不安に応じて制度を利用できるようになっています。</p> <p>法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。</p> <p>※後見とは…精神上的の障がいにより判断能力を欠く状態のこと。 ※保佐とは…精神上的の障がいにより判断能力が著しく低下していること。 ※補助とは…精神上的の障がいにより判断能力が不十分なこと</p>
任意後見制度	<p>本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した場合に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約等をするることによって、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。</p>

成年後見制度利用の流れ（法定後見制度の場合）



※任意後見制度の場合は、申立ての前に、本人と任意後見受任者とで任意後見内容を取り決め、公正証書で契約を締結し、法務局で任意後見契約が登記されます。本人の判断能力が不十分になった場合に、任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申し立てることで制度の利用（上記の申立て）が始まります。

成年後見人等の主な職務

身上保護	医療に関する診療契約や住居の確保に関する賃貸借契約、施設の入退所時の契約・費用の支払いなどに関する法律行為
財産管理	印鑑や預貯金通帳の管理、不動産の維持管理など、被後見人等が所有する財産の適正な管理
家庭裁判所への報告	資産等の調査による後見等事務計画書、財産目録及び収支状況報告書の作成・報告

【成年後見人ができない主な行為】

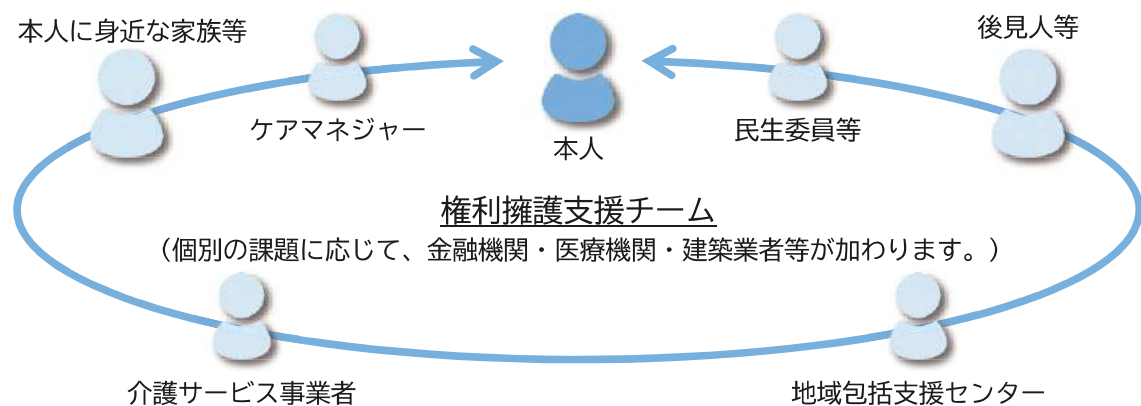
- ① 事実行為（食事や排せつの介助や清掃、送迎及び付き添いなど）
- ② 身元保証人・入院保証人等になること（親族後見人が親族の立場では可能）
- ③ 医療行為への同意（本人固有の判断によるもの）
- ④ 一身専属的な権利の代理行為（結婚、養子縁組等、本人固有の判断によるもの）

意思決定支援

意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定をしながら尊厳をもって暮らしていくことが重要となっています。本人の示した意思が、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重されます。意思決定にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（権利擁護支援チーム）が必要となります。

また、民法第858条などでも、後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められています。

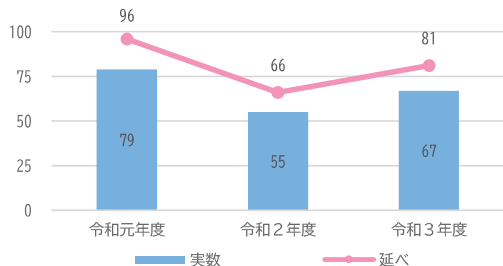
※参考／「権利擁護支援チーム」で本人の意思決定を支援するイメージ図



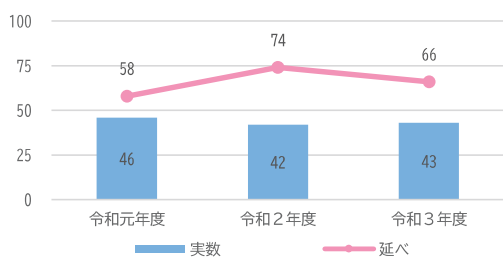
2 天草市の成年後見制度利用の現状

権利擁護制度（地域福祉権利擁護事業・成年後見制度等）の相談件数は減少傾向ですが、利用に関する支援件数に大きな変動はありません。

■権利擁護制度に関する相談件数の推移



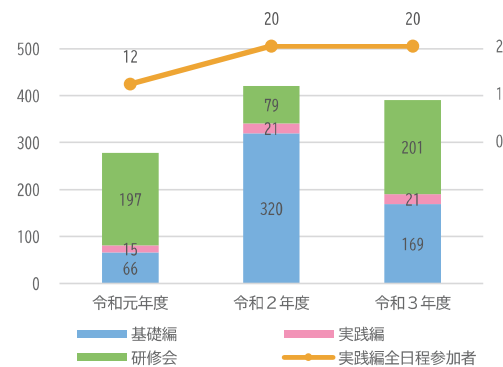
■権利擁護制度の利用に関する支援件数の推移



(出典：あまくさ成年後見センター)

参加者数全体の増減はありますが、4日間のカリキュラムで市民後見人としての知識を習得する実践編終了者は増加しています。

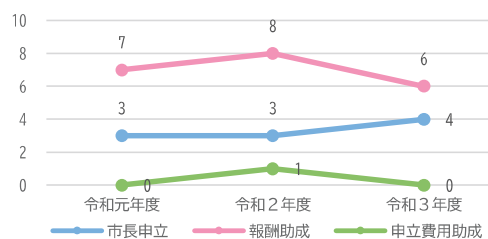
■権利擁護人材育成事業（市民後見人等養成事業）参加者数の推移



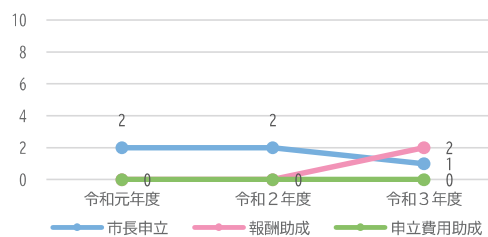
(出典：高齢者支援課)

利用支援事業全体の利用件数に大きな変動はありませんが、高齢者の報酬助成件数は減少しています。

■成年後見制度利用支援事業実績の推移 <高齢者>



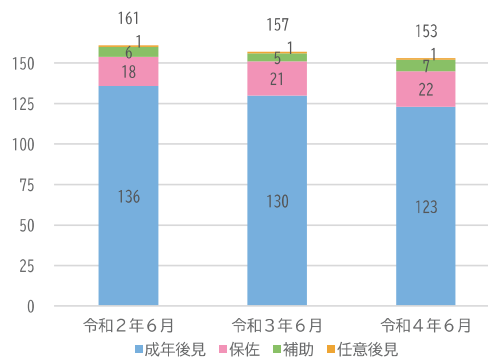
<障がい者>



(出典：高齢者支援課、福祉課)

成年後見制度全体と成年後見の利用者数は減少していますが、保佐の利用者数は増加しています。

■成年後見制度類型別利用者数の推移 (各年6月末現在値)



(出典：家庭裁判所)

計画の柱 成年後見制度の利用促進と地域連携ネットワークづくり

1 安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

(1) 意思の尊重（身上保護）を重視した取組

取組み名	取組みの概要
保佐・補助及び任意後見制度等の利用促進	相談機関や関係者が、制度の必要な人を早期に発見し、保佐や補助、将来に備えた任意後見制度が利用できるよう啓発活動を実施していきます。 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）との連携を深め、成年後見制度への適切な移行を進めます。
担い手の育成と熊本県との協働	熊本県の担い手（市民後見人・法人後見実施団体）育成方針を踏まえ、市民後見人養成研修等の受講による多様な担い手の確保・育成を推進します。 成年後見制度法人後見支援事業及び権利擁護人材育成事業（市民後見人等養成事業）の実施により、地域で安心して生活できる支援体制づくりを進めます。

(2) 市長申立てと成年後見制度利用支援

取組み名	取組みの概要
市長申立ての実施	権利擁護支援の地域連携ネットワークで相談につながった身寄りのない、身寄りに頼れない人の市長申立てを引き続き実施します。特に、虐待事案等については、積極的な関与と迅速な対応を行います。
成年後見制度利用支援事業の推進	低所得等で費用負担が困難な人に対し、申立費用や成年後見人等報酬を収入状況に応じて支援します。 国が進める後見人報酬等の見直しに対応した事業推進を図り、後見監督人等報酬助成の導入を検討します。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値	
	R3	R5	R6	R7
市民後見人養成講座（実践編）参加者数	21人	25人	25人	25人
成年後見等利用者数	157人	160人	164人	168人

私たち（市民）ができること

- 市民後見人養成講座等に参加します。
- 支援が必要な人の課題を一緒に考えます。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 支援体制の整備

取組み名	取組みの概要
ネットワークづくり及び協議会の組織化の推進	天草市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を構成する中核機関である「あまくさ成年後見センター（社会福祉協議会）」や家庭裁判所等の関係機関とのネットワーク化により、本人を中心とした権利擁護支援チームを支えます。 「あまくさ成年後見センター」が協議会の事務局となり、支援の検討・協議の場（ケース会議）を設けることで、多様な主体の参画による連携・協力の体制（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）づくりを推進します。
権利擁護支援チームを支援する体制の構築	地域障がい相談支援センターや地域包括支援センターによるチーム支援を基本とし、相談対応やケース会議の定期開催を通して、「あまくさ成年後見センター」との連携を深め、適切なアドバイスができる体制づくりを進めます。
家庭裁判所との情報交換・調整	家庭裁判所に寄せられる後見人等からの相談に対し、中核機関である「あまくさ成年後見センター」が中心となって、情報交換や調整を行っていきます。

(2) 中核機関の整備とコーディネート機能の強化

取組み名	取組みの概要
中核機関としての体制整備の推進	成年後見制度を含めた権利擁護支援のニーズを具体的な支援につなげるための体制づくりを進め、課題や支援策を協議会で共有することで、地域連携ネットワークの機能強化に取り組みます。
広報活動の推進	市民、医療機関及び福祉関係者向けの相談会や研修会を実施し、多様な主体の参画を進めます。 制度の普及・広報活動を行い、市民の成年後見制度に関する共通理解を促進します。
相談支援機能の充実	各相談機関の成年後見制度に関する相談対応の充実を図るため、相談窓口の中核機関である「あまくさ成年後見センター」との連携強化を進めます。 相談窓口を一本化し、必要な人が必要な制度につながる支援を実施するとともに、権利擁護支援チームの困りごとにも対応できる体制づくりを進めます。

取組み名	取組みの概要
コーディネート機能の充実	協議会を組織する専門職を含む多様な主体の連携・協力により、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援を適切に実施するコーディネート機能を高めます。

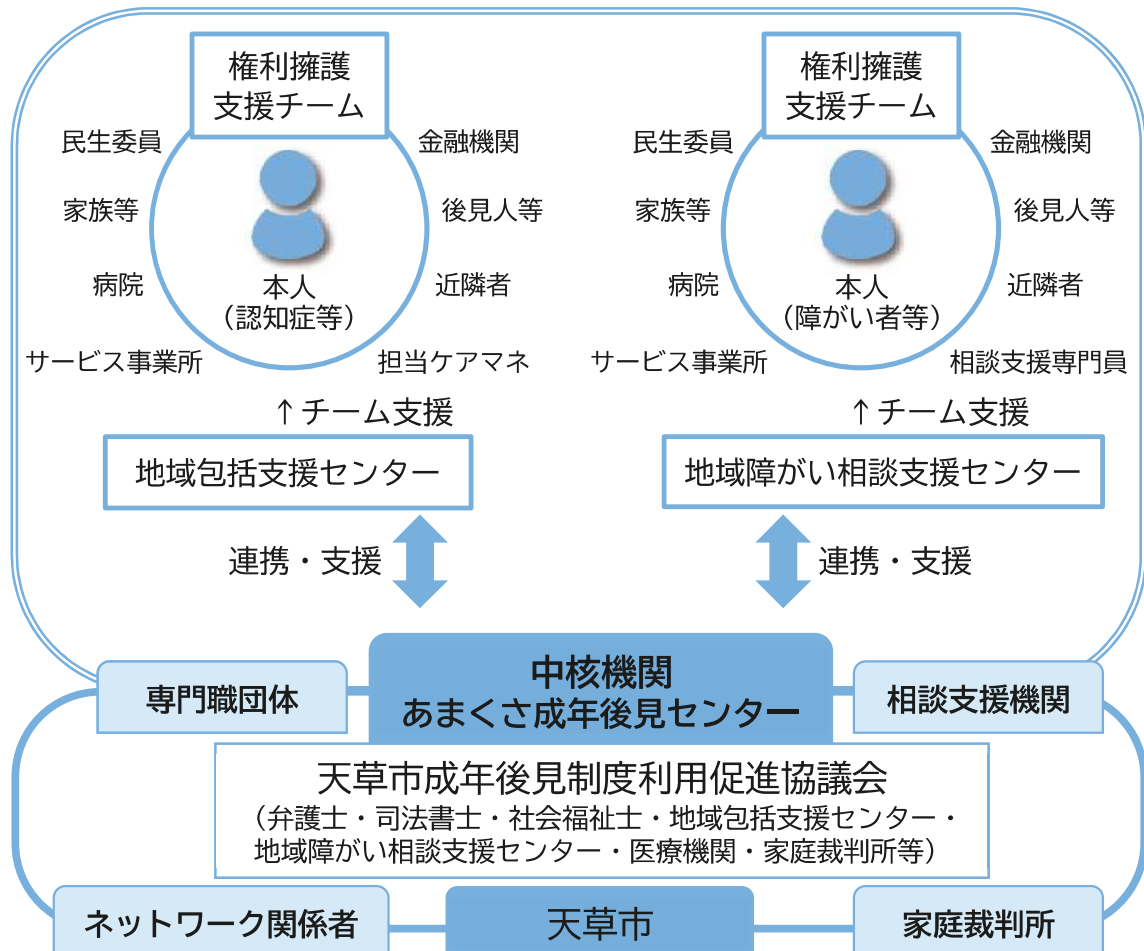
目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値	
	R3	R5	R6	R7
中核機関相談対応件数	110件	120件	130件	140件
ケース会議開催数	4回	12回	12回	12回

私たち（市民）ができること

- 判断能力が低下した人々を理解し、連携強化に努めます。

※参考／本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ図



第5章 「天草市地域福祉活動計画」の施策展開

本章では、天草市社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域、社会福祉法人等と協力し、地域福祉の推進を図るための今後3年間の取組みを示します。

計画の柱1 とともに支え合うまちづくり

主な取組み	施策
1 地域支え合い活動の推進	1-1 多様な生活課題に寄り添う地域づくり
	1-2 生活支援体制の構築
	1-3 認知症にやさしいまちづくりの推進
	1-4 共同募金活動の推進
2 災害に強いまちの形成	2 災害に備えた地域づくり
3 関係機関との連携強化	3 関係機関との連携強化

計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり

主な取組み	施策
4 健康寿命の延伸	4 健康づくり事業の推進
5 高齢者の生きがいづくりの推進	5-1 高齢者の生きがいづくりの推進
	5-2 高齢者のボランティア活動の促進
6 障がい者(児)の自立と社会参画の推進	6 障がい者の社会参画の推進
7 子どもと子育て家庭への支援の充実	7 子育て支援事業の充実
8 生涯にわたる学びの推進	8 福祉教育の推進

計画の柱3 困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

主な取組み	施策
9 地域生活課題への相談・支援体制の構築	9-1 相談支援体制の充実
	9-2 あまくさ成年後見センターの充実
10 生活に困窮している人への自立支援	10 あまくさ生活相談支援センターの充実

計画の柱1 ともに支え合うまちづくり

主な取組み1 地域支え合い活動の推進

1-1 多様な生活課題に寄り添う地域づくり

現 状

- 複雑な生活課題を抱える人の相談を包括的に受け止め、適切な支援機関や制度につなげ、生活課題の支援を受けられるよう、令和4年4月から重層的支援体制整備事業移行準備事業を天草市から受託し取り組んでいます。
- 家族構成の変化と生活様式の多様化により、生活課題も複雑化・複合化が進んでいます。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、既存の制度につながりにくく、状況が悪化し解決が困難になり生活が成り立たなくなる場合があります。

課 題

- 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を早期発見する必要があります。
- 状況が悪化してからの相談は、課題解決が容易ではありません。
- 相談支援機関等が連携し、役割分担をして複雑化・複合化した課題に対応する必要があります。

施策の方向性

- 既存の相談支援機関で、包括的に相談を受け付けます。
- 複雑化・複合化した課題に対し、関係者や関係機関と連携して取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
多機関協働事業	重層的支援体制整備事業移行準備事業に関わる関係者と連携の円滑化を進め、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を図ります。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	各種会議、相談支援機関等との連携やネットワーク活動を通じて、地域の情報を幅広く収集するとともに、地域のつながりを構築する中でニーズを抱える相談者の発見に努め、必要な支援が届いていない人にも支援が届くよう取り組みます。
ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口	身近な場所で気軽に相談できる窓口として、また、相談窓口に来所できない人に対し、訪問して相談を受け付けるなどの体制整備に取り組みます。

事業等名	事業等の概要
福祉座談会の開催	住民の福祉に対するニーズを早期発見するため、社会福祉協議会の各支所単位で開催します。
地域福祉ネットワーク講演会の開催	地域の見守り活動推進のため、住民相互による見守り活動の必要性の理解と福祉力の向上を目的に実施します。
命のバトン事業	1人暮らし高齢者等の救急搬送を迅速に行うため、登録希望者の情報を「命のバトン」に記入し、見守り活動のツールとして活用します。
見守り模擬訓練の実施	住民相互の見守り活動を普及するため、日頃からの見守り活動や異変発見時の通報・連絡や認知症の人等への声かけ訓練を行います。
地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所による見守り活動	協定を締結した事業所等において、移動や住民宅を訪問する際など日常業務の範囲内での見守り活動を行い、異変を発見した場合の早期対応を目的として実施します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口の相談受付件数	1,573件	1,500件	1,500件	1,500件
福祉座談会の開催回数	74回	80回	85回	90回

- ・「ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口の相談受付件数」は、新規相談受付件数により把握します。
- ・「福祉座談会の開催回数」は、重層的支援体制整備事業移行準備事業の実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 地域におけるネットワークを構築する活動に参加します。
- 日常生活や業務において、地域住民の異変に気付いた場合は社会福祉協議会の各支所に連絡・通報します。

1-2 生活支援体制の構築

現 状

- 高齢者人口の占める割合、高齢者世帯、認知症高齢者数は、年々増加しており、ゴミ出しや電球交換、見守りなどの生活支援ニーズは増加しています。
- 地域内の支え合いの仕組みとして、市内全域で実施している「ほっと安心サポート事業」の令和3年度の支援回数は、開始当初（平成29年度）の約2倍の3,026回となり、その必要性は年々高まっています。
- ボランティアに関する講座や事業を開催し、住民の意識の高揚と参加、ボランティア団体への加入を促進しています。

課 題

- 高齢化の進行に伴い、要介護等認定者数も増加傾向にあります。今後も地域内でも支え合う体制を継続するには、できるだけ健康を維持するための取り組みが必要です。
- ほっと安心サポート事業の新規依頼の相談時に、サポート会員とのマッチングに時間を要することがあります。
- ボランティア等の人材確保と活用手段を検討する必要があります。

施策の方向性

- 住民同士がお互いに見守り、気軽に支え合える体制づくりと支え合いの担い手（支援者）確保に努めていきます。
- 高齢者等が、介護予防やフレイル予防活動に積極的に参加できるよう働きかけを行っていきます。
- 天草市、地域包括支援センター、地域住民、自治組織、民生委員・児童委員、関係団体等と連携・協働しながら取り組んでいきます。
- ボランティア等の担い手の確保と効果的な活用を図ります。

具体的な取り組み

事業等名	事業等の概要
地域支え合い人材養成講座	日常生活のちょっとした困りごとを支える人材や積極的に地域づくりへ参加する人材を養成します。
わがまちサポーターの養成と連携	地域のリーダーとして、普段の見守りや軽微な生活支援などのサポートを行い、支え合いの地域づくりを推進する人材を養成します。

事業等名	事業等の概要
ほっと安心サポート事業	ゴミ出し、買い物、草引きなどの依頼会員のちょっとした困りごとを、サポート会員が支援する支え合いの活動に取り組みます。 また、サポート会員には、支援のお礼として発行された地域通貨券が地域内で利用されることで、地域経済の活性化にも寄与します。
ボランティア・市民活動支援センターの充実	ボランティアを始めようとする人や興味のある人を対象に、ボランティア養成講座を開催することで、ボランティアへの意識の高揚と参加促進を図ります。
地域の特性に応じた健康づくり活動の推進	高齢者の介護予防、ひきこもりの防止、健康づくりを推進するため、ふれあいいきいきサロンや通いの場、ゲートボールやグラウンドゴルフ、各種健康づくり活動等が、地域内で活発に行われるよう働きかけます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R 3	R 5	R 6	R 7
地域支え合い人材養成講座（基礎編・応用編）受講者数	226人	230人	235人	240人
わがまちサポーター養成人数	191人	230人	250人	270人
ほっと安心サポート事業による支援回数	3,026回	3,200回	3,300回	3,400回
ボランティア登録人数	913人	930人	940人	950人
ボランティア登録団体数	72団体	76団体	78団体	80団体

- ・「地域支え合い人材養成講座（基礎編・応用編）受講者数」と「わがまちサポーター養成人数」は、天草市生活支援体制整備事業の実績により把握します。
- ・「ほっと安心サポート事業による支援回数」は、ほっと安心サポート事業の実績により把握します。
- ・「ボランティア登録人数」と「ボランティア登録団体数」は、ボランティア・市民活動支援センターの実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 地域支え合い人材養成講座に参加し、積極的に支え合いや地域づくりを目的とした事業に参加します。
- わがまちサポーターやほっと安心サポート事業の協力会員として登録し、住民相互の支え合い活動に協力します。
- 地域の清掃活動など、自分にできる身近なボランティア活動に進んで参加します。
- 健康を維持するために、普段から積極的に健康づくり活動へ参加します。

1-3 認知症にやさしいまちづくりの推進

現 状

- 認知症カフェは、市内 20 箇所（令和 3 年度末現在）に設置しており、認知症の人やその家族等の憩いの場となっています。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解と見守り体制の構築に取り組んでいます。

課 題

- 認知症の人が増加している中で、認知症の人やその家族等へ認知症カフェの取り組み等の周知が必要です。
- 地域で認知症の人やその家族を支援していくために、多くの市民が認知症サポーター養成講座に参加し、認知症への理解を深める必要があります。

施策の方向性

- 認知症カフェを広く利用してもらうために、広報誌や座談会等で周知していきます。
- 認知症サポーター養成講座をそれぞれの地域や学校、企業等で開催し、天草市認知症相談センターとキャラバンメイトが協働し、認知症への理解と支援を呼びかけます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
認知症カフェ	認知症の人やその家族等を対象に、閉じこもりの防止や認知症に関する相談、情報交換の場として、認知症カフェを設置し、利用を推進します。
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、自身のできる範囲で手助けする認知症サポーターを養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。
見守り模擬訓練の実施	住民相互による見守り活動を普及するため、見守り活動や異変発見時の通報・連絡や認知症の人等への声かけ訓練を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
認知症カフェの設置数	20箇所	23箇所	24箇所	25箇所
認知症カフェの開催回数	126回	190回	190回	190回
認知症サポーター養成人数	1,301人	1,000人	1,000人	1,000人

・それぞれ天草市認知症相談センターの実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症についての理解を深めます。
- 見守り模擬訓練等に参加し、認知症の人への理解と適切な接し方や声の掛け方を学びます。
- 認知症と思われる人を発見した際は、声かけ等適切な対応を心がけ、行方不明者の発生防止に努めます。

1-4 共同募金活動の推進

現 状

- 毎年10月1日から実施される赤い羽根共同募金運動に取り組んでいます。
- 住民の参加を促し、民意を反映した共同募金運動を行うため、天草市共同募金委員会を設置しています。
- 天草市共同募金委員会審査委員会を設置し、適正な事業計画に取り組んでいます。

課 題

- 世帯数の減少に伴い、戸別募金の募金額が減少しています。

施策の方向性

- 共同募金に対する理解や協力を得るため、目的や用途、実績等の説明を行っていきます。
- 共同募金の助成により、福祉課題の解決に向けた各種団体の取組みを支援します。
- 広域事業配分金として、福祉施設や団体への助成や大規模災害の支援活動を行います。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
赤い羽根共同募金運動の実施	職域募金、戸別募金、法人募金、学校募金、街頭募金、イベント募金等の活動を行い、共同募金への理解と協力をお願いします。
各種福祉団体の活動支援	赤い羽根共同募金の配分金を活用し、地域福祉を推進する団体への支援を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
赤い羽根共同募金の募金額	20,446,851円	21,000,000円	21,000,000円	21,000,000円

・天草市共同募金委員会各支所の募金額実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 「じぶんの町を良くするしくみ」として、赤い羽根共同募金への理解を深め、協力をします。

主な取組み2 災害に強いまちの形成

2 災害に備えた地域づくり

現 状

- 天草市と締結している災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定により、マニュアルに沿った設置訓練を行っています。
- 防災講話や炊き出し訓練を天草市の防災訓練に併せて実施しています。
- 近隣の自治体の社会福祉協議会のほか、市内の民生委員児童委員協議会や青年会議所などと協定を締結し、有事の際の協力体制を構築しています。

課 題

- 市職員を中心として防災訓練を実施してきたが、大規模災害発生時に避難所開設の長期化に備え、社会福祉協議会職員が持つ防災士等の資格を活かすとともに、地域の互助・共助による避難所開設の訓練が必要です。
- 平時から合同での研修会や訓練を行い、関係機関や協定を締結した他自治体の社会福祉協議会などとの連携が必要です。

施策の方向性

- 災害ボランティア養成講座等を開催することで、防災意識の啓発と関係機関との連携体制の強化に取り組みます。
- 防災士連絡会や災害派遣福祉チーム（DWA T）を立ち上げ、大規模災害発生時における災害ボランティアセンターの運営や避難所での支援を効率的に展開できるよう取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
災害ボランティアセンター設置訓練	大規模災害が発生した場合に備え、県内外からの災害ボランティアの受入れと被災者支援を円滑に行うことを目的に設置訓練を実施します。
災害ボランティア養成講座	避難所設置訓練や防災についての講話等を通して、災害ボランティアとして必要な知識と技術を学び、平常時の活動において防災・減災の意識を持って積極的に取り組む人材を養成します。
災害支援ネットワークの構築	ボランティアセンターの円滑な運営と迅速な被災者支援を行うため、他自治体の社会福祉協議会や各種団体と協定締結を進めます。
社会福祉連携推進法人制度への取組み	災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣調整等の研究を行います。

事業等名	事業等の概要
災害時相互応援協定締結団体との連携強化	大規模災害が発生した場合に備え、協定締結団体と協働で研修会や訓練等を実施し、連携体制を強化します。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値	
	R3	R5	R6	R7
災害ボランティア養成講座の開催回数	4回	10回	10回	10回

・災害ボランティア養成講座実績報告により把握します。

私たち（市民）ができること

- 住宅の耐震改修や家具の固定などにより安全を確保し、ライフラインの停止に備え、防災用品や食料などを備蓄します。
- 日頃から近所づきあいを大切にし、いざという時はお互いに助け合う体制を構築します。

※参考／災害ボランティアセンターにおける活動の流れ



主な取組み3 関係機関との連携強化

3 関係機関との連携強化

現 状

- 民生委員児童委員協議会やボランティア連絡協議会などの団体の事務局を担うなど、関係団体との協力体制を構築しています。
- 関係団体と協働で事業を行い、団体活動の活性化に取り組んでいます。
- 高齢化の進行や核家族化に伴い、増加傾向にある1人暮らし高齢者世帯等の見守り活動を推進するため、事業所や関係団体と連携しています。

課 題

- 高齢化の進行により、代表者等の担い手が不足している団体があります。
- 各団体において、新規会員の入会が減少傾向にあります。
- 事業所や店舗の減少に伴い、地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所も減少しています。

施策の方向性

- 団体の代表者等の担い手の育成や会員の増強に努める必要があります。
- 団体活動の周知を行い、住民に関心を持ってもらうことで活性化させる必要があります。
- 地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所連絡会を開催し、見守り活動の推進・強化を図ります。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
1人暮らし高齢者の集い	ふれあいいきいきサロンや老人クラブ等と連携し、1人暮らし高齢者相互の親睦とひきこもりを防止し、地域の行事や老人クラブ活動への参加につなげます。
ふれあい給食事業	民生委員・児童委員やボランティア団体と連携し、手づくりの弁当を対象者の自宅に配達することにより、見守り活動や1人暮らし・高齢者世帯の把握に取り組みます。
老人クラブ会員増強運動への協力	各単位老人クラブの活動や地域貢献活動の推進を図るため、老人クラブと連携した会員増強運動に取り組みます。

事業等名	事業等の概要
あまくさ福祉まつりの開催	講演会や活動報告を通して福祉のまちづくりの更なる充実を図るため、地域住民の福祉に関する意識の高揚とボランティア活動の推進、高齢者の生きがいづくりを目的に、関係機関が連携し開催します。
ボランティア研修会	ボランティア団体の協力により、ボランティアや市民活動への関心を高め、活動の活性化及び参加者の増加を目的にボランティア研修会を開催します。
地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所連絡会	地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所の連携を強化するための連絡会を開催し、見守り活動の推進や情報共有に取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
あまくさ福祉まつり来場者数	806人	1,000人	1,000人	1,000人
地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所連絡会の開催数	8回	11回	11回	11回

- ・「あまくさ福祉まつり来場者数」は、開催実績により把握します。
- ・「協定・協力事業所連絡会の開催数」は、連絡会実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 天草市における様々な事業に参画し、一人ひとりが地域力の向上に取り組みます。

計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり

主な取組み4 健康寿命の延伸

4 健康づくり事業の推進

現 状

- 各地区振興会や公民館等において、グラウンドゴルフ大会やミニバレーボール大会、マラソン大会等を開催し、住民の健康づくりに取り組んでいます。
- 地域住民の交流を推進し、楽しく健康づくりができるスポーツ大会を開催しています。

課 題

- より多くの人に参加していただくために、周知方法等の工夫が必要です。
- 運動習慣を定着させるため、スポーツ大会等の開催頻度や大会時期が重複しないように調整のうえ、開催する必要があります。

施策の方向性

- スポーツ大会等を定期的で開催し、運動意識の向上と健康づくりに取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
健康づくりスポーツ大会の実施	地域住民の健康づくりと交流を図るため、ミニバレーボール大会やグラウンドゴルフ大会等を各支所圏域の競技団体等と連携し開催します。
健康づくり推進事業の実施	地区振興会等で開催されるウォークラリー大会や各種健康体操教室、ニュースポーツ体験などの情報提供を行い、市民の健康づくりに取り組みます。
健康ポイント事業の活用促進	健康ポイント事業の活用を事業所や団体等に呼びかけ、市民の健康づくりを促進します。
高齢者の料理教室	食生活改善推進員と協力し、高齢者を対象とした料理教室を開催することにより、食を通じた健康への関心と自立した生活を送ることができるよう実施します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
グラウンドゴルフ大会 開催回数	6回	7回	7回	7回
ミニバレーボール大会 開催回数	1回	3回	3回	3回

・それぞれ健康づくり事業の実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 事業に参加し健康の保持と増進に取り組めます。

主な取組み5 高齢者の生きがいつくりの推進

5-1 高齢者の生きがいつくりの推進

現 状

- 高齢者の社会参加と生きがいつくりにつながる各種事業を実施しています。
- ダイヤモンド婚表彰や百歳長寿お祝い事業など、人生の節目をお祝いすることで、目標を持って生活しています。

課 題

- ふれあいいいききサロン等のリーダーが不在になると、活動自体が中止になっています。
- 事業がマンネリ化しないように工夫する必要があります。

施策の方向性

- 広報誌、各団体への周知等を徹底し、一人でも多くの対象となる人に情報を届けられるよう取り組みます。
- 事業に対する次期リーダーの育成に取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
ふれあいいいききサロン活動支援事業	高齢者の生きがいつくり、健康づくり、介護予防、さらには住民同士のつながりの強化を目的に、市内すべての行政区への設置に取り組みます。
通いの場の普及・推進	高齢者の介護予防、ひきこもりの防止、健康づくりの推進を目的に、地域包括支援センターと、社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が協働し、住民主体の集いの場が身近な場所に設置できるよう働きかけます。
世代間交流事業	少子高齢化、核家族化が進み家庭内で高齢者と子どもが関わる機会が減少する中、地域において世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的として世代間交流事業を実施します。
あまくさシルバークラッシュショー	高齢者がメイクやファッションを通して、自分自身への関心や健康長寿の意識を高めていただくことで、社会参加の促進や精神面の活性化を図ります。
1人暮らし高齢者の集い	ふれあいいいききサロンや老人クラブ等と連携し、1人暮らし高齢者相互の親睦とひきこもりを防止し、地域の行事や老人クラブ活動への参加につなげます。

事業等名	事業等の概要
天草いきいき夢大学	社会参加の促進と、天草を知ることによって郷土の誇りと生きがいを持っていきいきとした生活を送ってもらうことを目的に開校します。
ダイヤモンド婚表彰事業	金婚式の次の目標であるダイヤモンド婚表彰を行うことで、夫婦そろって共通の楽しみを持ち、健康で生き生きとした生活を送れることを目的に実施します。
百歳長寿お祝い事業	100歳を迎えられた人とそのご家族に対して、長寿をお祝いするためお祝い金と花束の贈呈を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
ふれあいいいきいきサロンの設置数	208箇所	200箇所	210箇所	220箇所

・いきいきサロン活動支援事業の実績により把握します。

※令和4年4月に助成要項の見直しを行ったため197箇所（令和4年4月末）に減少

私たち（市民）ができること

- 心身ともに健康な状態を保つため、サロン活動等の様々な事業に参加し、生きがいを持った生活に心がけます。

5-2 高齢者のボランティア活動の促進

現 状

- ボランティア団体や介護支援ボランティア事業等に登録し、活動されている人がいます。
- 公共の場の清掃や地域の花壇の整備等、個人的に活動されている人がいます。

課 題

- ボランティア団体や事業を知らないことで、ボランティア活動に参加したくても、活動に至らない人もいます。
- 介護支援ボランティア事業に登録はしていても活動ができていない人がいます。

施策の方向性

- 各種会議等で、事業の周知を行い、広報啓発に取り組みます。
- 介護支援ボランティア事業の登録者で活動実績がない人への声かけと対象の施設や事業を紹介し活動促進を図ります。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
介護支援ボランティア事業	天草市の指定した施設や事業等にて継続的な活動を行うことで、実績に応じたポイントが付与され宝島商品券と交換されます。高齢者等が活動を通して地域づくりに積極的に参加することで、より元気になっていただけるよう取り組みます。
「社会奉仕の日」の実施	老人クラブ連合会が地域社会に対する感謝を目的に地域住民や団体と協力し、全国一斉に地域の緑化・美化等の幅広い活動を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
介護支援ボランティア事業登録者数	710人	720人	730人	740人

・介護ボランティア事業の実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、生きがいを持って生活します。

6 障がい者の社会参画の推進

現 状

- 障がい者の社会参加と交流を推進するため、各地区の状況に応じて身体障がい者ふれあい事業に取り組んでいます。
- 身体障害者福祉協議会など、地域関係者と連携し障がい者の社会参加の促進に取り組んでいます。
- 一般就労が困難な人たちに働く場を創り出し提供する仕組みづくりに取り組んでいます。

課 題

- 地域におけるニーズを把握し、事業の充実・研究に取り組む必要があります。
- 地域におけるニーズを把握するため、関係者等が交流できる場の構築が必要です。
- 個人情報保護の観点から、障がい者手帳保持者へのアプローチが困難です。

施策の方向性

- 地域の関係者や団体等と協議し、地域におけるニーズの把握に努めます。
- 障がい者とその家族や地域住民、ボランティア等の交流の場の構築に取り組めます。
- 音声デージーに変換した市政だより等をホームページに掲載し、視覚障がいのある人に届けます。

※音声デージーとは…広報誌等を音声としてCDに録音したものです。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
身体障がい者ふれあい事業	障がい者とボランティアの交流を通して、参加者のリフレッシュ、社会参加の促進及び自立支援を目的に実施します。
ライブラリー事業	聴覚障がい者や視覚障がい者のために、広報誌等の録音や点字に変換して、必要な人に直接送付します。
視覚障がい者の料理教室	熊本県視覚障がい者福祉協会が年2回開催する料理教室に天草市視力障がい者福祉協会を通じて参加します。

事業等名	事業等の概要
墓地清掃管理サービス事業	<p>住民の墓地管理に関する不安やニーズに対応するため、ソーシャルファームの視点を踏まえ、墓地管理の仕組みの継続に取り組みます。</p> <p>※ソーシャルファームとは…障がいのある人、引きこもり、難病患者など、一般の労働市場では適切な仕事を見つけることが困難な人たちの働く場を創出し、提供する取り組みのことで。</p>

目標・指標

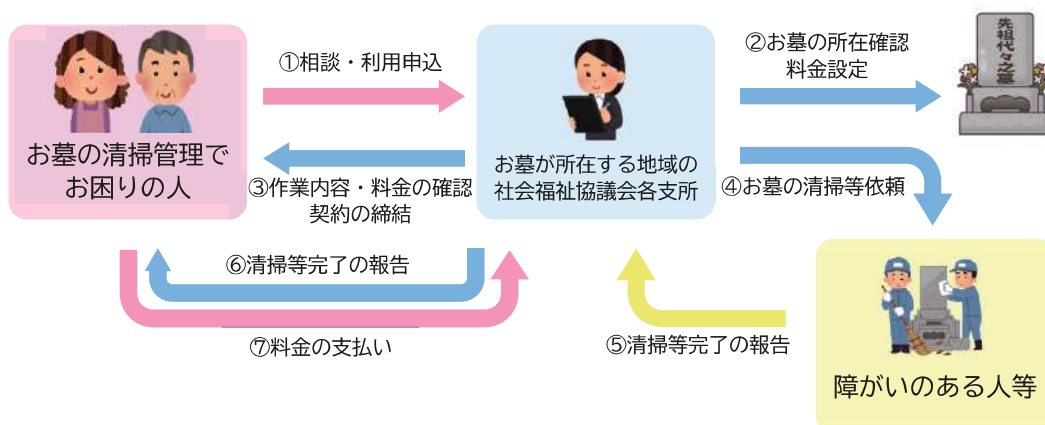
目標・指標名	現状値	目標値		
	R 3	R 5	R 6	R 7
音声デジターの延べ配送数	132件	150件	150件	150件
テープ図書の延べ配送数	111件	120件	120件	120件
点訳図書の延べ配送数	96件	100件	100件	100件
墓地清掃回数	413回	430回	440回	450回

- ・「音声デジターの延べ配送数」は、天草エコーの会の実績により把握します。
- ・「テープ図書の延べ配送数」は、さざなみの会の実績により把握します。
- ・「点訳図書の延べ配送数」は、熊本教科書点訳会の実績により把握します。
- ・「墓地清掃管理サービス事業」は、実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 講演会や関連事業に参加し、障がいに関する正しい知識を身に付けます。
- 障がいの特性を理解し、それぞれの特性に応じた配慮を心がけます。
- 墓地管理に不安を抱えている人に、墓地清掃管理サービス事業の周知を行います。

※参考／墓地清掃管理サービスの仕組み



7 子育て支援事業の充実

現 状

- 核家族化や共働き世帯の増加に伴い、早朝・夕方・休日の保育、病児保育及び放課後児童クラブ（学童保育）など保育のニーズは多様化しています。

課 題

- ファミリーサポートセンターの協力会員が不足し、ニーズに対応できない場合があります。
- ファミリーサポートセンターの会員登録や事前の参加申込が必要なことを知らない保護者がいます。

施策の方向性

- ファミリーサポートセンターでは、協力会員フォローアップ研修会や病後児預かりサポーター養成研修会を開催し、協力会員の育成と幅広いニーズに対応できるように取り組みます。
- 会員登録後の利用となるため、突発的なニーズに対応する体制づくりのほか、支所だよりへの掲載や関係機関との連携を図り、周知活動に取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
子どもデイサービス事業	春休みと夏休みの長期休業中、また放課後に小学生等を対象に児童の安全と子育て支援を目的に、日中に子どもを預かるサービスに取り組みます。
ファミリーサポートセンター事業	協力会員と依頼会員の会員制により、共働き世帯等の子育て支援に取り組みます。 また、協力会員のフォローアップ研修等を開催し、会員の育成に取り組みます。
子育てサロン事業	子育てを行う保護者等が交流し、子育てに関する悩みを相談し合うことによって、様々な問題の解決とリフレッシュを目的に実施します。
放課後児童クラブ	仕事や家族の介護や看護、保護者自身の病気、障がい、就学、就職活動などのために保護者が日中家にいない家庭を対象に、放課後や学校休業日に子どもが安心して過ごせる遊びや生活の場を提供します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
ファミリーサポートセンター事業協力（両方）会員数	47人	50人	50人	50人

・ファミリーサポートセンター事業の実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 子育てに関する情報やサービスを活用します。
- 地域住民が子育ての支援者や相談者となり地域ぐるみで子育ての支援を行います。

8 福祉教育の推進

現 状

- 高齢者の疑似体験や車いす体験、福祉の講話等を通して、高齢者福祉や障がい者福祉に対する理解を深めるよう取り組んでいます。
- ボランティア活動への理解と関心を深め、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、児童・生徒を対象に地域住民や高齢者とのふれあう事業に取り組んでいます。

課 題

- ボランティア活動の当事者の講話等を取り入れ、理解しやすい活動内容の検討が必要です。
- 事業をスムーズに行うために学校との連携が必要です。

施策の方向性

- 児童・生徒に理解しやすい内容にするため、当事者の体験を踏まえた講話や教材を検討していきます。
- 事前の打ち合わせや学習会を実施することで、学校との連携を深めていきます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
ワークキャンプ事業	児童・生徒を対象に社会福祉施設等でのボランティア体験や入居者との交流を通して、ボランティア活動への理解と関心を深め、「相手を思いやる心」と「支えあう心」を育むことを目的に実施します。
子ども民生委員の委嘱・活動支援	市内のすべての小学校の児童を対象に「子ども民生委員」を委嘱し、地域社会の一員として自覚と思いやりの心を育て、地域のつながりの大切さを学ぶことで、自ら進んで行動できる子どもを育てることを目的に実施します。
ボランティア活動普及推進校の指定・活動支援	ボランティアや福祉活動を通して、社会福祉への理解と関心を深めるため、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校 35 校を指定し、活動支援を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
子ども民生委員の活動回数	43回	45回	50回	50回
ワークキャンプ事業の実施回数	4回	10回	10回	10回

- ・「子ども民生委員の活動回数」は、子ども民生委員の活動実績により把握します。
- ・「ワークキャンプ事業の実施回数」は、ワークキャンプ事業の実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 福祉教育に関する事業に参加し理解を深め、相手を思いやる気持ちを心がけ行動します。

計画の柱3 困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

主な取組み9 地域生活課題への相談・支援体制の構築

9-1 相談支援体制の充実

現 状

- 住民が抱える生活課題が複雑化・複合化しています。
- 社会福祉協議会のすべての支所にふれあい総合相談心配ごと相談所を開設しています。

課 題

- 生活課題が複雑化・複合化する中、解決に向けて様々な相談支援機関等（地域包括支援センター、地域障がい相談支援センター、子ども総合相談室、地域子育て支援センター、消費生活相談センター等）との連携が必要です。
- 地域住民の生活課題を把握し、課題解決に向けた取組みを推進するため、相談体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

- 相談支援機関等との連携を図りながら、アウトリーチを基本として生活課題の解決に取り組みます。
- 広報誌や様々な事業を通して地域住民に周知を図り、地域住民が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組みます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口	身近な場所で気軽に相談できる窓口として、また、相談窓口に来所できない人に対し、訪問して相談を受け付けるなどの体制整備に取り組みます。
水俣病相談事業	水俣病発生地域に居住する住民の健康不安や地域生活の支援に取り組みます。
天草圏域療育支援体制の充実	児童発達支援事業所及び天草圏域の市町が実施する施設並びに障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障がい児(者)の療育に関する助言や技術指導を行います。
家族介護者交流事業	市内に住所があり、要介護1以上（同程度の高齢者等を含む）の認定者を在宅で介護している介護者のリフレッシュを目的として実施します。

事業等名	事業等の概要
家族介護教室	在宅で介護している家族や介護に興味のある人を対象に、介護の方法を学ぶための研修会を実施します。
地域包括支援センターの運営	高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定を図ることを目的に個別の相談支援業務を行うとともに、地域の支援体制や関係機関との連携体制の強化・推進に働きかけます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口の相談受付件数【再掲】	1,573件	1,500件	1,500件	1,500件

・ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口の新規相談受付件数により把握します。

私たち（市民）ができること

- 日常生活の悩みごとや心配ごとがある場合は、一人で悩まず社会福祉協議会が設置する「ふれあい総合相談・心配ごと相談所」に相談します。
- 家族や近隣住民などに日常生活の悩みごとや心配ごとの不安を抱えた世帯がある場合は「ふれあい総合相談・心配ごと相談所」への相談を促します。

9-2 あまくさ成年後見センターの充実

現 状

- 令和3年度より、成年後見制度利用促進を図るための中核機関を天草市から受託し、相談対応や制度の啓発、関係機関との支援体制づくりなどに取り組んでいます。
- 法人後見受任件数、地域福祉権利擁護事業及び金銭管理サポート事業の相談件数・支援件数は年々増加傾向にあります。
- 令和3年7月より、法人後見事業において後見支援員の要項を設置し、市民後見人養成講座（実践編）修了者の活動の場を拡大しています。

課 題

- 各事業の受任件数及び契約件数は年々増加しており、増加が続くと職員のみでの対応が困難になる時期がくると考えられます。
- 中核機関業務では、「支援の必要な人が制度利用に繋がっていない」「後見人等の受け皿不足」が課題として挙げられています。

施策の方向性

- 市民後見人養成講座の実施により、各種事業の支援員として活動できる人材を増やし、支援員と連携しながら効果的かつ適正な支援を継続していきます。
- 支援が必要な人が、成年後見制度等の利用に結び付くよう、積極的な周知啓発を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の強化に努めていきます。
- 成年後見人等の受け皿不足を解消するため、様々な専門職に協力を求めていきます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用促進を図ることを目的に成年後見に関する、相談・広報・ネットワーク構築、後見人の支援を行います。
法人後見事業	家庭裁判所から被後見人等として決定された人の財産管理や介護サービスの利用契約などを、本人に代わり支援し、権利や利益を擁護します。
地域福祉権利擁護事業	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した人に対し、本人との契約に基づく福祉サービスの利用援助及び金銭管理等の支援を行います。

事業等名	事業等の概要
金銭管理サポート事業	成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業に該当しない制度の狭間にある人、金銭管理等に不安がある人に対し、本人との契約に基づく金銭管理等の支援を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
法人後見業務				
・受任件数	43人	45人	47人	49人
・後見支援員数	2人	4人	6人	8人
地域福祉権利擁護事業				
・契約件数	85人	87人	89人	91人
・生活支援員数	49人	51人	53人	55人
金銭管理サポート事業				
・契約件数	26人	28人	30人	32人
・生活支援員数	2人	4人	6人	8人

・あまくさ成年後見センターの各業務・事業の実績により把握します。

私たち（市民）ができること

- 判断能力の低下により日常生活に不安がある場合は、「あまくさ成年後見センター」に相談します。
- 家族や近隣住民などで、判断能力の低下により日常生活に不安を抱えた世帯がある場合は、「あまくさ成年後見センター」への相談を促します。
- 法人後見や地域福祉権利擁護事業、金銭管理サポート事業の支援員として活動し、制度についての理解を深めます。

10 あまくさ生活相談支援センターの充実

現 状

- 本市を3つのブロック（中央・東・西）に分けて相談窓口を設置し、相談支援員を配置しています。
- 生活困窮者の抱える課題は、複雑化・複合化しています。

課 題

- 生活課題を早期に発見し、解決に向けて取り組む必要があります。
- 複雑化・複合化した課題を解決するためには、福祉分野だけでなく多様な分野での連携が必要になります。

施策の方向性

- アウトリーチを徹底し、支援に至っていない生活困窮者の早期発見に努め、生活再建に向けた支援に取り組めます。
- 地域住民及び多様な分野の関係機関と連携を図り、生活困窮者が抱える生活課題の早期解決に努めます。

具体的な取組み

事業等名	事業等の概要
自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたアセスメントの実施、プランの作成等の支援を行います。
就労準備支援事業	一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、生活訓練や社会訓練を実施し、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう支援します。
家計改善支援事業	失業や債務問題など家計に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援や家計に関するきめ細やかな相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせん等を行います。
一時生活支援事業	住居がなく生活に困っている人に、緊急的な一時支援として、宿泊場所や衣食の提供を行い、生活の安定と自立に向けた就労を支援します。
生活福祉資金貸付事業	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

事業等名	事業等の概要
子どもの学習支援	家庭の事情等で学習に支障を来しているひとり親家庭等の子どもたちに、地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供し、安心して学習できるよう支援します。
レスキュー事業	生計困難者が公的な制度やサービスなどを受けるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等の経済的援助を受けられるよう支援します。
福祉金庫	福祉金庫の貸付は、一時的な生活困窮者が無利息で利用できる制度です。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値		
	R3	R5	R6	R7
生活再建の件数	56件	45件	45件	45件

・あまくさ生活支援相談センター終結プラン数により把握します。

私たち（市民）ができること

- 経済的な困窮など自分の力では解決することが困難な生活課題を抱えた場合は、ひとりで悩まず「あまくさ生活相談支援センター」に相談します。
- 家族や近隣住民などに経済的な困窮や不安を抱えた世帯がある場合は、「あまくさ生活相談支援センター」へ情報提供し、支援が届くようにします。

第6章 計画の推進に当たって

1 計画の推進

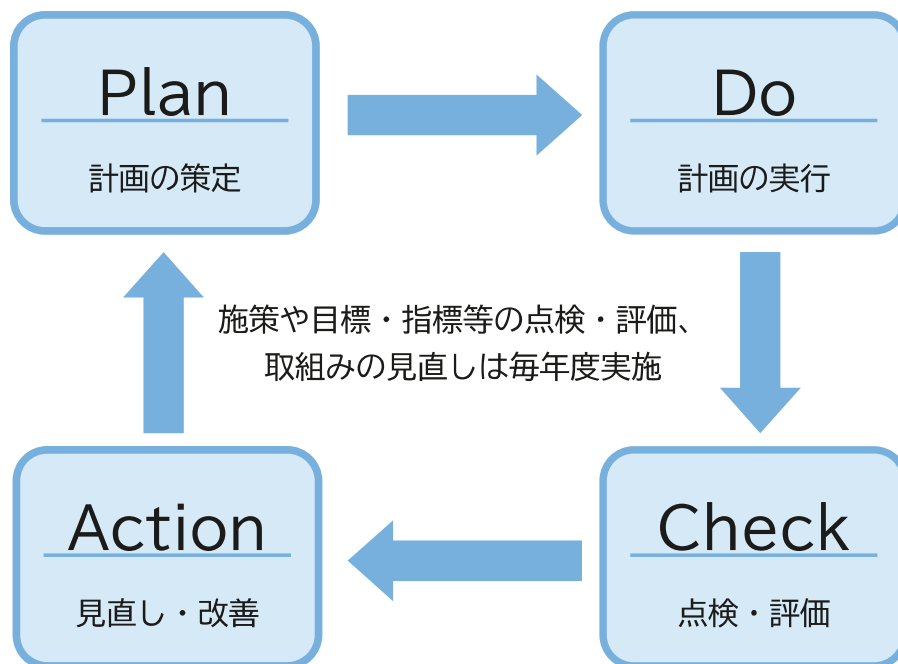
本計画の推進に当たって、市及び社会福祉協議会は、地域住民、区、地区振興会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、民間事業者、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人などの多様な主体との連携・協働を図り、効果的・効率的に施策を推進します。

2 計画の周知

市及び社会福祉協議会は、地域住民や関係団体などへ、広報紙「市政だより天草」・「社協だより」やホームページのほか、地域の会合や出前講座の機会を捉えて、本計画の周知を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、「天草市地域福祉計画等策定審議会」にて行うものとし、年度ごとに各施策の点検・評価を行い、次年度の取組みや第5期計画へ反映します。



資料編

1 前期計画の取組ごとの進捗評価

令和4年度第1回天草市地域福祉計画等策定審議会（令和4年5月25日開催）において行った進捗状況の報告概要は次のとおりです。

■前期計画の概要

基本理念 誰もが輝き、共に支え合うまちづくり

計画の柱	主な取組み
共に支え合うまちづくり （「我が事」の地域づくり）	1 地域支え合い活動の推進
	2 地域防災力の向上
	3 社会貢献活動の推進
誰もが活躍するまちづくり	4 健康寿命の延伸
	5 障がい者の社会参加の促進
	6 子育て支援体制の充実
「丸ごと」支援する体制づくり	7 生活困窮者に関する相談支援体制の充実
	8 包括的な相談支援体制の構築

(1) 第3期天草市地域福祉計画（天草市）

■計画の柱1：共に支え合うまちづくり（「我が事」の地域づくり）

主な取組み1 地域支え合い活動の推進

1-1 地域における見守り支援活動の推進

計画	民間事業者・団体の職員（会員）を対象に実施し、地域における見守り支援活動により多くの住民の協力が得られるよう働きかけます。					
目標・指標	地域福祉ネットワークサポーター養成講座の受講者数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	500人	500人	500人	500人	500人
	実績	1,196人	801人	790人	270人	
達成率	239.2%	160.2%	158.0%	54.0%※未達成		
取組	地域見守り活動に対する地域住民の関心の向上と参加促進を図るための養成講座（研修会や講演会、声かけ模擬訓練）を支所圏域で開催し、地域における見守り支援活動に多くの住民の協力が得られるよう努めました。コロナ禍による規模縮小等のため、目標未達成となっています。					

1-2 認知症対策の推進

計画	地域住民のみならず、民間事業者・団体、子どもなどを対象に、認知症に関する知識や対応の方法などの普及・啓発に取り組みます。					
目標	認知症サポーター養成講座の受講者数（累計）					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	20,600人	22,600人	24,600人	26,600人	28,600人
	実績	21,338人	23,354人	23,899人	25,200人	
指標	達成率	103.6%	103.3%	97.2%	94.7%※未達成	
取組等	地域の集まり、学生、認知症の人の関わりが多いと想定される職域の企業や団体に対し、養成講座受講の働きかけを実施しました。 実績としては、コロナ禍により養成講座の実施数が減少し、例年の半数程度の養成数となったため、目標未達成となっています。					

1-3 地域コミュニティ活動の推進

計画	市民や市職員の自治に対する共通認識を深め、市民と行政の協働によるまちづくりの推進及び自立した住民自治体制の確立並びにまちづくりに対する意識の高揚を図ります。					
目標	日本の宝島天草づくり講演会の受講者数					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	290人	300人	310人	320人	330人
	実績	185人	212人	(中止)	(中止)	
指標	達成率	63.8%	70.7%	-	-	
取組	日本の宝島天草づくり講演会については、2月に開催予定でしたが、コロナ禍により中止しました。 その他、上半期には、振興会事業や業務を主体的に行っている振興会職員を対象としたスキルアップ等に関する研修会を5月に開催しました。					

主な取組み2 地域防災力の向上

2-1 地域防災力の向上

計画	自主防災組織や自治会などを主体とした防災訓練・避難訓練の実施により、地域における防災体制の構築と市民の防災意識の高揚を図ります。					
目標	避難訓練などの参加者数					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	12,000人	13,000人	14,000人	15,000人	16,000人
	実績	12,815人	10,369人	(中止)	(中止)	
指標	達成率	106.8%	79.8%	-	-	
取組	一斉避難訓練を9月に計画していましたが、県のまん延防止等重点措置期間であり、コロナ禍により中止しました。					

2-2 高齢者などに配慮した避難支援体制の構築

計画	各地域において、行政区長、民生委員・児童委員、老人クラブ、消防団などの関係者が顔を合わせ、避難行動要支援者名簿を確認する取組みを推進します。					
目標	地域の関係者で避難行動要支援者名簿の確認に取り組んでいる地区数（地区振興会）					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	10地区	20地区	30地区	40地区	51地区
	実績	15地区	37地区	40地区	43地区	
指標	達成率	150.0%	185.0%	133.3%	107.5%	
取組	地区振興会、区長会、民生委員児童委員協議会の定例会などに出席し、避難行動要支援者名簿（地域福祉ネットワーク台帳）を確認する取組みを説明しました。 また、関係者が集まって名簿確認を行う場に市職員も参加し、資料の提供や助言等の支援を行いました。					

主な取組み3 社会貢献活動の推進

3-1 ボランティア活動の推進

計画	ボランティア活動へ参加するきっかけとして、民間事業者・団体などの職員（会員）に対し、地域福祉ネットワーク事業の見守り支援活動への協力を働きかけます。					
目標	地域福祉ネットワークサポーター養成講座の受講者数【再掲1-1】					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	500人	500人	500人	500人	500人
	実績	1,196人	801人	790人	270人	
指標	達成率	239.2%	160.2%	158.0%	54.0%※未達成	
取組	【再掲1-1】					

3-2 地域貢献活動の推進

計画	地域の福祉ニーズに対する各社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が進むよう、本市が所管する社会福祉法人に対して助言などを行います。					
目標	「地域における公益的な取組」に取り組む社会福祉法人の数					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	10法人	20法人	30法人	40法人	57法人
	実績	19法人	24法人	29法人	33法人	
指標	達成率	190.0%	120.0%	96.7%	82.5%※未達成	
取組	社会福祉法人の指導監査時等に、「地域における公益的な取組」について、具体的な取組事例等を説明し地域貢献活動の推進を図りましたが、コロナ禍等の影響により、実施指導自体が延期され、具体的な取組み事例等を説明する機会が減少しました。 ※法人数については、法人がWAMネット（福祉医療機構が運営する総合情報サイト）に毎年6月末までに登録された現況報告書を基に確認しています。					

■計画の柱2：誰もが活躍するまちづくり

主な取組み4 健康寿命の延伸

4-1 高齢者の社会参加の促進

計画	老人クラブの活動と会員増加に向けた取組みを支援するとともに、シルバーヘルパー活動の推進を図ります。 また、介護支援ボランティア事業について、住民への周知を図り、高齢者の社会参加のきっかけとなるよう取組みを進めます。					
	シルバーヘルパー活動件数					
目標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	90,000件	90,000件	90,000件	90,000件	90,000件
	実績	78,717件	73,141件	57,062件	56,555件	
	達成率	87.5%	81.3%	63.4%	62.8%※未達成	
目標・指標	介護支援ボランティア登録者数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	440人	460人	480人	500人	520人
	実績	480人	531人	635人	710人	
達成率	109.1%	115.4%	132.3%	142.0%		
取組	【シルバーヘルパー活動件数】 令和2年度と比較して、コロナ禍及び老人クラブ会員が減少している中で、活動量は概ね維持できています。 目標値との乖離については、ばらつきのあった活動件数のカウント方法を、平成30年度から老人クラブ内で適正化（平準化）をされたことにより、それ以前に設定した目標値との乖離が発生しています。					
	【介護支援ボランティア登録者数】 コロナ禍で定期的な集まりの開催が困難な際、メンバーに電話等による声かけや安否確認を行った場合にもポイント付与する臨時的な取扱いを実施しました。					

4-2 介護予防の推進

計画	支え合う地域づくりを推進するため、介護予防活動に取り組む団体を募集します。 立ち上げ支援、活動支援を行います。					
目標・指標	通いの場の登録団体数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	120箇所	140箇所	160箇所	170箇所	180箇所
	実績	159箇所	177箇所	186箇所	187箇所	
達成率	132.5%	126.4%	116.3%	110.0%		
取組	地域介護予防活動を誘発する啓発活動（地域元気アップ教室）や、地域包括支援センターによる働きかけにより、年間で7箇所の新規立上げに至っています。 コロナ禍の影響もあり、参加者の減少等により、活動廃止する団体も見られるようになっており、総数として1箇所の増となっています。					

4-3 健康づくりの推進

計画	生活習慣の改善や健康寿命の延伸を図るため、「くまもとスマートライフプロジェクト」の普及・啓発を図ります。					
目標	くまもとスマートライフプロジェクト登録数					
目標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	120 団体	140 団体	160 団体	180 団体	200 団体
	実績	177 団体	207 団体	234 団体	238 団体	
指標	達成率	147.5%	147.9%	146.3%	132.2%	
取組	事業所向け健康ポイント事業・・・67 事業所が参加し 63 事業所が達成。様々な機会を通して、健康づくりに対する啓発を行い、くまもとスマートライフプロジェクト応援団加入や健康ポイント事業の周知を実施しました。					

主な取組み5 障がい者の社会参加の促進

5-1 障がい者の社会参加の促進

計画	地域住民、民間事業者・団体などに対する講演会等の開催により、障がいに対する理解の啓発と合理的配慮の推進に取り組みます。					
目標	障がいに関する講座・講演会等の参加人数					
目標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	800 人	1,000 人	1,200 人	1,400 人	1,600 人
	実績	1,010 人	1,809 人	1,741 人	2,177 人	
指標	達成率	126.3%	180.9%	145.1%	155.5%	
取組	障がい福祉サービスガイドブック及び障がい児通所支援ガイドブックの改定並びに教育と福祉のガイドブックを作成し、600 部以上配布を行いました。委託先である地域障がい相談支援センターの周知や、障がいに対する理解を深めてもらうため関係機関への啓発を積極的に行いました。					

5-2 障がい者の雇用・就労の促進

計画	ハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所及び就労支援事業所などと連携し、障がい者の一般就労に向けた支援と、一般企業への障がい者雇用受け入れについて、企業訪問、雇用に関する助成制度の周知啓発、障がいへの理解促進など、さまざまな働きかけを行います。					
目標	就労移行支援事業利用から一般就労移行者の人数					
目標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	10 人	13 人	15 人	15 人	15 人
	実績	11 人	11 人	4 人	6 人	
指標	達成率	110.0%	84.6%	26.7%	40.0%※未達成	
取組	各福祉サービスの利用者数は、就労移行支援 26 人、就労継続支援 A 型 87 人、就労継続支援 B 型 264 人、就労定着支援 6 人となっており、利用者数は増えていますが、障がいのある方が一般就労する際に必要な体験してみることが、コロナ禍による受入拒否等もあり、一般就労へのつなぎが進んでいない状況です。天草市役所においても、障がい者雇用を推進しており、22 人の雇用で雇用率は 2.73%（令和 3 年 6 月 1 日現在）となっています。年度末に、ハローワーク担当者、障がい者雇用についての情報共有を行いました。					

主な取組み6 子育て支援体制の充実

6-1 子育て支援サービスの充実

計画	事業主体となる保育所及び関係機関に働きかけ、病児・病後児保育事業の取組みを推進します。					
目標・指標	病児保育事業（病児病後児保育）の実施数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	2施設	2施設	3施設	3施設	3施設
	実績	2施設	3施設	4施設	4施設	
達成率	100.0%	150.0%	133.3%	133.3%		
取組	子育て応援ハンドブックへ掲載し、事業の広報を行うとともに、子育て支援課窓口に来庁時や母子手帳交付時等に配布を行い事業の周知を行いました。					

6-2 妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制の整備

計画	地域における子育て支援の方策として、ファミリーサポートセンター事業の推進を図り、減少傾向にある協力会員の確保に取り組みます。					
目標・指標	ファミリーサポートセンター事業協力（両方）会員数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	80人	85人	90人	95人	100人
	実績	61人	62人	57人	47人	
達成率	76.3%	72.9%	63.3%	49.5%※未達成		
取組	会員数の拡大を図るため、市政だより、社協だよりへの掲載を行うとともに、児童手当受給世帯への個別周知を行いました。 しかし、現協力会員が高齢化等により退会される人もあるため、増加には至らず、目標未達成となっています。					

■計画の柱3：「丸ごと」支援する体制づくり

主な取組み7 生活困窮者に関する相談支援体制の充実

計画	各相談支援機関及び公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携を図り、生活困窮者の生活再建に向けた取組みを行います。					
目標・指標	生活再建を図れた件数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	30件	30件	30件	30件	30件
	実績	49件	33件	51件	56件	
達成率	163.3%	110.0%	170.0%	186.7%		
取組	生活困窮者自立支援事業において、277件の新規相談を受け付け、91件のプランを作成し、56件の生活再建を図ることができました。					

主な取組み8 包括的な相談支援体制の構築

計画	国が予定している令和2年度からの全国的な展開に向けて、関係部局との連携を図り、本市における包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。 具体的には、今後国から示される指針などに基づき取り組みます。					
取組	本市における包括的な相談支援体制について、令和4年度から国の補助制度（重層的支援体制整備事業への移行準備事業）を活用し、体制整備を進めていくこととしました。					

(2) 第3期天草市地域福祉活動計画（天草市社会福祉協議会）

■計画の柱1：共に支え合うまちづくり（「我が事」の地域づくり）

主な取組み1 地域支え合い活動の推進

1-1 地域のつながりの再構築

計画	地域コミュニティ活動や地域福祉活動に、より多くの住民の参画を促すため、講演会などの啓発活動に取り組みます。					
目標	地域福祉に関する講演会などの開催回数					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	10回	10回	10回	10回	10回
	実績	11回	6回	20回	3回	
	達成率	110.0%	60.0%	200.0%	30.0%※未達成	
取組	地域住民等を対象に、地域福祉活動に対する関心の向上及び参加の促進と、住民同士の支えあいの必要性を認識していただくため、中央・東・西の3ブロックで、参加人数を制限し、Zoomを活用したオンライン開催としました。					

1-2 生活支援体制の構築

計画	「ほっと安心サポート事業」の実施地区を市内全域に拡大し、生活支援の担い手として、地域住民の参画を促進します。					
目標	ほっと安心サポート事業による支援回数					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	1,800件	1,900件	2,000件	2,100件	2,200件
	実績	2,584件	2,336件	3,008件	3,026件	
	達成率	143.6%	122.9%	158.3%	144.1%	
取組	平成30年度から天草全域で事業の周知・啓発に併せて、住民の支え合い活動の必要性についての説明や地域支え合い人材養成講座を開講し、サポート会員の増加を図るとともに、地域における生活支援の担い手の養成に努めてきました。少しずつではあるが、地域に浸透しつつあり、支援回数も増えてきています。					

1-3 共同募金活動の推進

計画	地域住民や寄付者に対する共同募金の使途や実績に関する説明を行い、共同募金に対する協力と理解の促進を図ります。					
目標	赤い羽根共同募金の募金額					
指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	22,000,000円	22,000,000円	22,000,000円	22,000,000円	22,000,000円
	実績	21,318,803円	20,978,186円	20,038,560円	20,446,851円	
	達成率	96.9%	95.4%	91.1%	92.9%※未達成	
取組	地域住民に対する共同募金の配分金の使途や募金の仕組みに関する説明を丁寧に行いました。コロナ禍により街頭募金及びイベント募金は十分に取り組むことができませんでした。					

主な取組み2 地域防災力の向上

2-1 災害に備えた地域づくり

計画	災害ボランティアとしての必要な知識と技術を学び、地域における平常時の活動において防災・減災の意識を持って積極的に取り組む人材の養成を目的として、各支所圏域で災害ボランティア養成講座を開催します。					
目標・指標	災害ボランティア養成講座の開催回数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	15回	15回	15回	15回	15回
	実績	14回	21回	3回	4回	
達成率	93.3%	140.0%	20.0%	26.7%※未達成		
取組	炊き出し訓練や防災の講話を通して、災害ボランティアとしての知識と技術を学ぶことで防災・減災の意識を持って積極的に行動できる人材の育成を目的に、各支所で計画していましたが、コロナ禍の影響を受け、4支所での実施となりました。					

主な取組み3 社会貢献活動の推進

3-1 ボランティア・市民活動支援センターの充実

計画	ボランティア養成講座などの開催により、地域住民のボランティア意識の高揚と参加促進を図ります。					
目標・指標	ボランティア団体数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	80団体	80団体	80団体	80団体	80団体
	実績	84団体	82団体	64団体	72団体	
達成率	105.0%	102.5%	80.0%	90.0%※未達成		
取組	天草市ボランティア連絡協議会と連携を図り、ボランティア活動の推進のための支援を行いました。 ボランティア活動強化月間の11月には、市内の中高生代表による意見交換を目的とした「中高生と天草市長とのボランティアトーク」を開催し、ボランティア意識の高揚と活動の普及に努めました。					

3-2 福祉教育の推進

計画	ボランティア活動普及推進校として指定した小学校の児童に対する「子ども民生委員」の委嘱を進め、高齢者等の見守り支援及び認知症サポーター養成講座等の活動を通じた福祉教育の推進に取り組みます。					
目標・指標	子ども民生委員の委嘱学校数					
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	13校	17校	17校	17校	17校
	実績	17校	17校	17校	17校	
達成率	130.8%	100.0%	100.0%	100.0%		
取組	新たに市内すべての対象児童605名に子ども民生委員の委嘱状を交付しました。 コロナ禍で思うような活動ができませんでしたが、それぞれの学校で工夫し、民生委員・児童委員と一緒に訪問活動等を実施しました。					

■計画の柱2：誰もが活躍するまちづくり

主な取組み4 健康寿命の延伸

4-1 高齢者の生きがいと健康づくり

計画	サロンリーダーの不足によって活動継続が困難となっている地域もあることから、地域関係者との連携を図りながら、再開を含む新規サロンの開設を支援します。					
目標	ふれあいいいききサロンの設置数					
目標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	230箇所	235箇所	235箇所	235箇所	235箇所
	実績	234箇所	229箇所	215箇所	208箇所	
指標	達成率	101.7%	97.4%	91.5%	88.5%※未達成	
取組	コロナ禍により、サロン活動を自粛されるサロンも見受けられました。サロン活動を活性化させるためのサロンリーダー研修は、支所単位で12回実施できましたが、利用者同士の交流目的としたブロックごとに開催する交流大会や町単位での交流大会は中止しました。					

4-2 高齢者のボランティア活動の促進

計画	「介護支援ボランティア事業」・「ほっと安心サポート事業」と連携し、高齢者等のボランティア活動の推進を図ります。					
目標	介護支援ボランティア登録者数					
目標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	440人	460人	480人	500人	520人
	実績	480人	531人	682人	710人	
指標	達成率	109.1%	115.4%	142.1%	142.0%	
取組	コロナ禍により施設での受け入れがほとんどなく、ふれあいいいききサロンと通いの場での活動でしたが、113箇所の施設で2,160名の活動者数でした。介護支援ボランティア登録者の高齢化により、実働されていない登録者が増加していることから、登録者の見直しも行いました。					

主な取組み5 障がい者の社会参加の促進

5-1 障がい者の社会参加の促進

計画	地域住民、自治組織、障がい者団体、社会福祉事業者及びボランティアなどの地域関係者と協力・連携により、障がい者の社会参加の促進を図ります。
取組	①障がい者等サロン事業は、牛深支所に3箇所設置しており、62回、延べ275人が参加された。②身体障がい者ふれあい事業と③仮装運動会については、新型コロナウイルス感染予防のため中止しました。

5-2 ソーシャルファームとしての展開

計画	地域住民や自治会等への周知を図り、墓地清掃管理サービスにおける管理墓石数の増加を図ります。					
目標	墓地清掃回数					
指標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	170回	190回	210回	230回	250回
	実績	217回	275回	341回	413回	
	達成率	127.6%	144.7%	162.4%	179.6%	
取組	地域での各種会議や社協だよりやホームページを活用し、広報活動を行った。お盆の8月と正月前の12月の利用が多く、新規に200件の契約を行いました。住民からの相談や受け皿となる団体等との調整を行い、墓地管理に関する不安やニーズに対応しています。					

主な取組み6 子育て支援体制の充実

6-1 子育て支援サービスの充実

計画	子育て支援の主体として、ファミリーサポートセンター事業の広報啓発に努め、さまざまなニーズに対応できるよう体制づくりに取り組みます。					
目標	ファミリーサポートセンター事業協力（両方）会員数					
指標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	80人	85人	90人	95人	100人
	実績	61人	62人	57人	47人	
	達成率	76.3%	72.9%	63.3%	49.5%※未達成	
取組	依頼会員と協力会員との連絡調整を行い、生後6カ月から小学校6年生までの子育て世帯への支援を行いました。 新たに減免対象世帯の追加により、チラシを作成し、保護者への周知を行いました。 毎年実施している協力会員向けの講習会は、コロナ禍により中止しました。 現協力会員が高齢化等により退会される方もあるため、増加には至らず、目標未達成となっています。					

■計画の柱3：「丸ごと」支援する体制づくり

主な取組み7 生活困窮者に関する相談支援体制の充実

7-1 あまくさ生活相談支援センターの充実

計画	各相談支援機関及び公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携を図り、生活困窮者の生活再建に向けた取組みを行います。					
目標	生活再建を図れた件数					
指標・指標		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	30件	30件	30件	30件	30件
	実績	49件	33件	51件	56件	
	達成率	163.3%	110.0%	170.0%	186.7%	
取組	各相談支援機関などとの連携を図るために、支援調整会議を毎月開催し、それぞれが把握している生活困窮者の情報共有を図り、生活困窮者の早期発見、早期支援に努めました。 また、相談者が自立した生活を送ることができるよう支援を行いました。					

主な取組み8 包括的な相談支援体制の構築

8-1 相談支援体制の充実

計画	ふれあい総合相談事業について、広報や地域福祉ネットワーク事業等の取組みによる地域住民への周知を図り、地域住民が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に努めます。					
	目標・指標	ふれあい総合相談所の相談件数				
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	1,300件	1,300件	1,300件	1,300件	1,300件
	実績	1,410件	1,275件	2,000件	1,573件	
	達成率	108.5%	98.1%	153.8%	121.0%	
取組	<p>相談業務に関する事業を住民座談会や広報等で周知し、地域住民が身近な所で気軽に相談できるよう各関係機関と連携を図りました。</p> <p>また、各支所で相談体制を整備し、24時間365日いつでも相談でき、窓口に来られない相談者や自発的に申し出ができない人に対しては、アウトリーチ（電話や訪問支援）で対応しました。</p>					

8-2 あまくさ成年後見センターの充実

計画	<p>①地域福祉権利擁護事業の生活支援員の確保に努めるとともに、利用者のニーズに応じた新たなサービスの開発を検討します。</p> <p>②地域福祉権利擁護事業の拡充として、地域住民向けに制度の広報・周知と住民を対象に市民後見人養成講座を開催し、成年後見制度に関する各種相談に対応し、支援ができるよう市民後見人の育成に努めます。</p>					
	目標・指標	地域福祉権利擁護事業に係る契約件数				
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	85件	90件	95件	100件	105件
	実績	86件	90件	95件	84件	
	達成率	101.2%	100.0%	100.0%	84.0%※未達成	
	目標・指標	成年後見業務に係る受任件数				
		H30	R1	R2	R3	R4
	目標	30件	35件	40件	45件	50件
	実績	37件	40件	42件	43件	
	達成率	123.3%	114.3%	105.5%	95.6%※未達成	
取組	<p>【地域福祉権利擁護事業に係る契約件数】</p> <p>住民座談会等の会合において、パンフレットを配布し、事業の啓発活動を行いました。また、民生委員・児童委員や関係機関と連携を図り、本事業が必要な住民を把握し、適切な対応を行いました。</p> <p>【成年後見業務に係る受任件数】</p> <p>成年後見制度の利用促進を図るため、講演会や市民後見人養成講座を開催し、市民へ普及啓発を行いました。</p> <p>また、後見業務の新たな担い手を把握するため、行政書士会や社会福祉法人へアンケートを実施し、制度の情報共有に努めました。</p> <p>そのほか、令和3年度から市より中核機関業務を受託し、ケース検討会議や成年後見制度の申立て支援を行いました。</p>					

2 策定経過

年	月	内容
令和4年	5月	○健康福祉部内打合せ（13日） …第4期計画の策定方針、地域福祉計画等検討会議の設置、今後のスケジュールについて
		・市長・社会福祉協議会会長から天草市地域福祉計画等審議会会長へ諮問（25日）
		◆令和4年度第1回天草市地域福祉計画等策定審議会（25日） …第3期計画の進捗管理、第4期計画の策定方針について
	6月	○第1回天草市地域福祉計画等検討会議（28日） …第4期計画（素案）について
	7月	◆令和4年度第2回天草市地域福祉計画等策定審議会（27日） …第4期計画（素案）について
	8月	○第2回天草市地域福祉計画等検討会議（24日） …第4期計画（案）について
	9月	◆令和4年度第3回天草市地域福祉計画等策定審議会（28日） …第4期計画（案）について
令和5年	11月	・パブリック・コメント（11月24日～12月23日） ・各地区の行政区長会議、民生委員児童委員協議会、福祉座談会等での説明・意見照会（11月～12月）
	1月	◆令和4年度第4回天草市地域福祉計画等策定審議会（25日） …第4期計画（案）、答申について
	2月	・市長・社会福祉協議会会長へ天草市地域福祉計画等審議会会長が答申（1日）

3 天草市地域福祉計画等策定審議会委員等名簿

(1) 天草市地域福祉計画等策定審議会（令和4年度）

◎会長・○副会長 順不同・敬称略

所属機関名	氏名
天草市まちづくり協議会連絡会	◎ 中川 竹治
天草市民生委員児童委員協議会連合会	倉田 精一（～令和4年11月） 片白 健次（令和5年1月～）
一般社団法人天草郡市医師会	○ 木山 茂
天草郡市歯科医師会	山本 源治
天草公共職業安定所	岩崎 賢哉
熊本県天草保健所	緒方 敬子
本渡地域代表行政区長会	山下 司（～令和4年6月） 松本 英二（令和4年7月～）
天草市保育所連盟	三宅 由利子
熊本県立天草支援学校	茶園 浩志
地域包括支援センター	佐々木 美津子
あまくさ生活相談支援センター	馬田 邦彦
天草市ボランティア連絡協議会	田中 隆光
天草地区特別養護老人ホーム連絡協議会	前田 たかね
天草地域自立支援協議会	長山 直仁
地域福祉推進委員	谷山 二亮
天草市老人クラブ連合会	森山 慶孝
公益社団法人天草法人会	横山 英生
天草市食生活改善推進協議会	斉藤 千鶴子

(2) 天草市地域福祉計画等検討会議（令和4年度）

所属機関名	部名	課名	係名
天草市	健康福祉部	健康福祉政策課	健康福祉政策係
		福祉課	障がい福祉係 生活支援2係
		子育て支援課	子育て支援係 子ども福祉係 子ども相談係
		高齢者支援課	高齢者福祉係 地域支援係
		健康増進課	健康増進係
	総務部	防災危機管理課	防災危機管理係
	地域振興部	まちづくり支援課	まちづくり係
		男女共同参画課	男女共同参画係
		スポーツ振興課	スポーツ振興係
	市民生活部	国保年金課	高齢者医療年金係
教育部	生涯学習課	生涯学習推進係	
天草市社会福祉協議会		福祉のまちづくり課	地域福祉係 生活支援係

4 策定ガイドラインの対応状況

本計画は、法令等や「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（令和3年3月31日）」に基づいて策定し、ガイドラインに示された計画に盛り込むべき次の事項を踏まえた内容としています。

盛り込むべき事項		対応
①	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（以下は例）	
ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	○
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	—
ウ	制度の狭間の課題への対応在り方	○
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	○
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	○
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	○
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	○
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	自殺対策計画
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	○
コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	○
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	—
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	—
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	○
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	○
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	○
タ	全庁的な体制整備	○

盛り込むべき事項		対応
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項		
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	○
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	○
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	—
エ	利用者の権利擁護	○
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	○
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項		
	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	○
④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項		
ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	○
イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	○
ウ	地域福祉を推進する人材の養成	○
⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項		
ア	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	○
イ	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	○
ウ	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	○
⑥ その他		
	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等	○

5 相談支援機関の連絡先一覧

高齢者に関する相談窓口

名称	所在地	電話	担当地区
天草中央地域 包括支援センター なでしこ	〒863-0012 今釜町 3412-6	0969-66-9300	本渡南・本渡北・本町
天草北地域 包括支援センター きずな	〒863-2201 五和町御領 9133	0969-32-2115	佐伊津町・旭町・五和町
天草南地域 包括支援センター うぐいす	〒863-0046 亀場町食場 854-1	0969-24-4115	亀場町・楠浦町・ 栢宇土町・宮地岳町・ 新和町
天草西地域 包括支援センター さざんか	〒863-1215 河浦町白木河内 223-12	0969-76-1611	天草町・河浦町 (天草町大江向を除く)
天草牛深地域 包括支援センター すいせん	〒863-1901 牛深町 2286-103	0969-72-1133	牛深町・久玉町・魚貫町・ 二浦町・深海町・ 天草町大江向
天草東地域 包括支援センター あじさい	〒861-6303 栖本町馬場 179	0969-66-2266	志柿町・瀬戸町・下浦町・ 有明町・倉岳町・栖本町 (御所浦町)
御所浦 サブセンター	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527	0969-67-1777	御所浦町
天草市 高齢者支援課	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-24-8806	

障がいに関する相談窓口

名称	所在地	電話	担当地区
天草南地域障がい 相談支援センター ダンデライオン	〒863-0023 中央新町 11-13	0969-22-6321	本渡南・亀場町・楠浦町・ 栢宇土町・宮地岳町・ 本町・新和町
天草北地域障がい 相談支援センター ぽらりす	〒863-0049 北原町 9-32	070-7664-4846	本渡北・佐伊津町・旭町・ 五和町
天草東地域障がい 相談支援センター リーフ	〒861-6403 倉岳町宮田 1152-5	0969-52-5677	志柿町・瀬戸町・下浦町・ 有明町・御所浦町・ 倉岳町・栖本町
天草西地域障がい 相談支援センター ラポール	〒863-1214 河浦町久留 217-2	0969-76-1356	牛深町・久玉町・魚貫町・ 二浦町・深海町・天草町・ 河浦町
天草市 福祉課 障がい福祉係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-32-6071	

子ども・子育てに関する相談窓口

名称	所在地	電話	備考
天草市 子育て支援課 子ども相談係	〒863-0034 浄南町 4-15 天草市複合施設こらす内	0969-22-0404	子ども・子育て、 虐待など
天草中央 保健福祉センター	〒863-0034 浄南町 4-15 天草市複合施設こらす内	0969-24-0620	
天草西 保健福祉センター	〒863-1215 河浦町白木河内 223-11	0969-75-3301	子どもの発育・発達
天草市 福祉課 障がい福祉係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-32-6071	
天草市 子育て支援課 子ども福祉係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-27-5400	ひとり親家庭など

女性に関する相談窓口

名称	所在地	電話	備考
天草市 子育て支援課 子ども相談係 (女性相談員)	〒863-0034 浄南町 4-15 天草市複合施設こらす内	0969-22-0404	離婚、DV、妊娠、 出産、母子自立支援 など
	〒863-1992 牛深町 2286-103 天草市牛深支所内	0969-73-2109	

経済的な困窮などに関する相談窓口

名称	所在地	電話	担当地区
あまくさ生活相談 支援センター	〒863-0043 亀場町亀川 1886-2	080-2744-3008 090-6892-2185	本渡地区・新和地区
	〒863-2201 五和町御領 2943	090-6891-7125	五和地区
	〒861-6303 栖本町馬場 179	080-2744-1219 090-6891-1713	有明地区・倉岳地区・ 栖本地区・御所浦地区
	〒863-1901 牛深町 2286-103	080-2745-0580 090-6891-9057	牛深地区・天草地区・ 河浦地区
天草市 福祉課 生活支援1・2係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-32-6072	

天草市役所

名称	所在地	電話	備考
健康福祉政策課	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-24-8805	
牛深支所 市民生活課	〒863-1901 牛深町 2286-103	0969-73-2111	
有明支所 まちづくり推進課	〒861-7292 有明町赤崎 3383	0969-53-1111	
御所浦支所 まちづくり推進課	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527	0969-67-2111	
倉岳支所 まちづくり推進課	〒861-6402 倉岳町棚底 1919	0969-64-3111	
栖本支所 まちづくり推進課	〒861-6303 栖本町馬場 179	0969-66-3111	
新和支所 まちづくり推進課	〒863-0101 新和町小宮地 669-1	0969-46-2111	
五和支所 まちづくり推進課	〒863-2201 五和町御領 2943	0969-32-1111	
天草支所 まちづくり推進課	〒863-2895 天草町高浜南 488-1	0969-42-1111	
河浦支所 まちづくり推進課	〒863-1202 河浦町河浦 5253	0969-76-1111	

天草市社会福祉協議会（住民の異変や困りごとに関する相談窓口）

名称	所在地	電話	備考
本所 福祉のまちづくり課	〒863-2201 五和町御領 2943	0969-32-2552	天草市五和支所内
本渡支所	〒863-0043 亀場町亀川 1886-2	0969-24-0100	
牛深支所	〒863-1992 牛深町 2286-103	0969-72-2904	天草市牛深支所内
有明支所	〒861-7201 有明町赤崎 2010-9	0969-53-0110	有明老人福祉センター内
御所浦支所	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527	0969-67-3782	天草市御所浦支所内
倉岳支所	〒861-6402 倉岳町棚底 1997-1	0969-64-3895	倉岳老人福祉センター内
栖本支所	〒861-6395 栖本町馬場 179	0969-66-3367	天草市栖本支所内
新和支所	〒863-0101 新和町小宮地 669-1	0969-46-3770	天草市新和支所内
五和支所	〒863-2201 五和町御領 2943	0969-32-1076	天草市五和支所内
天草支所	〒863-2895 天草町高浜南 488-1	0969-42-0678	天草市天草支所内
河浦支所	〒863-1215 河浦町白木河内 223-12	0969-76-1401	河浦老人福祉センター内

第4期天草市地域福祉計画・天草市地域福祉活動計画

発行年月：令和5年3月

発行：天草市・社会福祉法人天草市社会福祉協議会

編集：天草市健康福祉部健康福祉政策課

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

電話：0969-23-1111、ファックス：0969-24-3501

社会福祉法人天草市社会福祉協議会福祉のまちづくり課

〒863-2201 熊本県天草市五和町御領2943番地

電話：0969-32-2552、ファックス：0969-32-2551